

第十九回国 参議院大蔵委員会議録第三十八号

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)午
前十一時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君
東 隆君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
安井 謙君
山本 米治君
土田国太郎君
前田 久吉君
三木與吉郎君
成瀬 幡治君
野澤 勝君
堀木 鎌三君
平林 太一君
小笠原三九郎君

國務大臣

大蔵大臣 山内 隆一君
調達庁総務部長 横山 正臣君
部會計課長 森永貞一郎君

政府委員

大蔵省主計局長 佐藤 一郎君
大蔵省主計 局総務課長 河野 通一君
大蔵省銀行局長 柴田 榮君
林野庁長官 木村常次郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員 会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計 局主計官 谷川 安君
會計検査院 事務局長 池田 直君

本日の会議に付した事件

○財政法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

財政法等の一部を改正する法律案、特別調達資金設置令等の一部を改正する法律案、国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律案、以上三案を一括議題として大蔵大臣に対する質疑を行います。

○平林太一君 大蔵大臣に対して、三案を一括して質疑をするに当りまして、大蔵大臣が今日御出席になられて當院の議決を求めようとするその性格です。これに対して一応明らかにして、所信を質しておきたいと思つて、さう言うことは、御承知の本月の二十三日に、参議院の内閣に対する警告決議案、これは政府の、私から申しますと

言う、吉田内閣に対する奴隷的な存在として指摘して支障のない自由党以外の各会派が、参議院としては一致してこれを議決しております。然るにこの決議案というものは、参議院としては、衆議院における不信任案と同様の性格のものであることは極めて明瞭である。歴史的に見ても、曾つて大正四年頃と記憶いたしますが、當時の田中義一内閣が、時の内相水野錬太郎の、同人の汚職関係の事件に連座したことによつて、なお留任せしめられたことによつて、このことに對して、當時議決をした、その後間もなく内閣は総辭職をしておる。従つて、参議院の上院としてのいわゆる内閣に對する善処、善処といふことは、やめろといふことなんです。それに対して、何らの処置をいたしてはいない。反省をしていない。だから実は私は、小笠原君が官僚の出身の大臣なら、私はさういふことは言わない。度しがたいもので、官僚出身といふものは、政

党出身の大臣であるから、さういふことをよく言うのであります。この今後における秩序といふものが、この一点に集中しておるわけなんです。それだから、もはや大蔵大臣としては、二十三日以降は委員会に出席して、何かその今までのような気持でやるような態度は、これは非常にずう／＼しい態度である。私から言わしめれば、謙虚、謹慎をして、さうして、その態度を、恭順の意を表すべきなんです。さういふことからしまして、実はこの審議とい

うものに対しては、もはや不信任案をうめた後の議案の審議をするといふくらい、筋の通らない話はない。これは吉田田といふ古今無双の、強引な或いは悪質な総理大臣といふものを出しておるので、今日、いわゆる自由党以外の、国会を中心とする全国民が、手に負えない、どうしたらいいかといふことで、さういふ事態下におけるこの法案の、これをなして行こうといふわけなんです。而も、その逮捕許諾権、検事総長の要求を拒否した。さうして、その佐藤何がしといふ悪い人物の逮捕を要求したことを拒絶したといふことは、法案の審議、議決を求めることだといふ理由だ。而もその行為に對しては、本会議においては、吉田君は法律的暴力であるといふことを肯定しておるんです。さういふ行為を法律的暴力だと。これは驚くべきことなんです。法律的暴力を行使しても、なお且つ法案の審議を要求するのは、強要するのは、さういふまゝ今日まであり得ない、歴代内閣の総理大臣として、暴力を行使して、それでなおやろうといふ……ところが、この法案の議決、審議といふものは、国会の自由意思なんです。つまり当然議決すべきものは、国家のために議決するを必要とするものは、当然議決する。然らざるものは否決する。それで、してもしなくてもいいものは審議未了にして、さうしてなおい

わゆる検討をして行く。さういふことなんです。それを敢えて暴力を行使してまで、いわゆる法律的な暴力を行使してまで、これを求める——そのために国家の一大違法をしたところの罪人と見なされる……逮捕を要求されたといふことは、まさに罪人なんです。その人物が如何なる人物であるにかかわらず——さういふことまでしてやろうといふ、さういふこと自体が……さういふ、我々としては、いわゆる審議に對する暴力、審理的暴力といふものを用いなければ、国家の安泰といふものは期し得られないわけなんです。さういふ点は、私はこれは根本の問題だ。二十三日以降は、これは変えて考えなくちやならん。いわんや昨日はなおこれに對する追究があつたようだが、私は昨日のことは余り考えていません。二十三日におけるこれはいよいよ議決したんだ、否決になつたわけじゃないんです。だからこの際、私は、大蔵大臣は、こへ御出席になつたといふことは御遠慮になつて然るべきだと思つて、(笑)さういふふうにおもうので、こちらのほうで審議して、さうして何も、これを従遷するといふことはよくない。これは根本の問題なんです。いわゆる政治の根本問題。これは国家のために、私は一小笠原君といふ人が、国家有用の大人材であると心得ているわけなんです。一政党の吉田内閣におけるところの大蔵大臣といふような小さいものに考えていけば、さういふことは私は申しません。国の興廢、いわゆる国家の秩序、國民のいわゆる道義、政治の根柢をなすべきその問題が、今日のような時代に、あなた

自体は、いわゆる吉田自体をこの際立てるために、国のことを第二義に考へる人物とは考へない。官僚出身の大蔵大臣は、官僚といふものは、常に隸属しているのだから、たゞもう自分の一身の保身をすればいいといふことは、今までの歴史で明らかだ。併しこれも一つのいわゆる技術者として重宝な代物だから使つて置く、こういうことなんだ。(笑聲)併しあなた、小笠原君に対しては、それほどの私はいわゆる考へはない。これに対するあなたの見解を先ず、これをこれからやろうといふときに、一つここで、まあ別に何も先入的にどうこうという問題じゃない。一応前途ある、国家の将来を——吉田内閣の将来を云々するのではない——国家の将来を双肩に担うあなたに期待するところが極めて大である。だからこのことを一応一つ、まあこれは試してみなす。(笑聲)一つ御答弁願ひたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 参議院におきます御決議の次第につきましては、昨日副総理その他が本会議で述べました通りでございますので、これは私から全体としての御答弁はできない立場でもなく、又避けまするが、ただ私どもといたしまして、この内閣が一体としております関係上、やはり強く内閣で要望している重要諸法案の通過を切望いたしますので、この席に罷り出て、実はできるだけ私どもが御審議のためにお役に立つことについてはお役に立ちたい、かように考へている次第でございます。私どもが今平林さんの仰せになつたように、この法案の審議とか或いは議決に対して、こ

れは国会の権限である、その通りでありまして、これに対して何らかれこれ申すべきではありません。ただ御審議のお役に立つためという意味で罷り出している次第でありまして、但し政府といたしましては、これらの重要法案は、いずれも目下の、いろいろ平林さんのような御意見もありませんけれども、政府といたしましては、これは是非通過を望んでおりますので、その点から法案の御審議をお願い申し上げます、かように切にお願いいたします次第でございます。

○平林木一君 只今議事進行に關連して、大蔵大臣から御答弁があつた。これはもう何も私は申し上げません。これは會議録で、いずれその試験の答案を大蔵大臣が今書いたわけだから、お言ひになつたわけですから、これは国民が後世の歴史において批判する。併し私は今言つたように、單なるこれは大臣としての事務的の、大臣自体を事務的に考へになつておる。大臣の存在といふものは、そういうことでは今日では困るのだ。事務官としては次官以下それらあるのですから、併し言葉はそれでよろしいでございますから、一つまあ熱を入れて心静かに考へてなされて、成るべく吉田内閣といふものを早くやめるように、倒すように一つあなたも考へになるというのを希望いたします。これ以上申し上げません。

○東嶺君 大蔵大臣にお伺ひいたしますが、私は三月の十八日に冬季積雪地域における予算の繰越の特例に關する法律案の発議をしたわけでありまして、そうしてこの説明を実はやつたわけでありまして、そのときに政府の

ほうで、近く財政法等の一部を改正する法律案を出すからという話がありまして、その通り財政法等の一部を改正する法律案が提案されておるわけでありまして、そして、その私の発議したものに對しての説明について、大蔵省のほうから当時出そうとする法案の内容について説明があり、そのときに私のほうの案に對する批判をしつづつ説明があつたわけでありまして、それで私は政府が大変いい法案を出されたと思はれておるわけでありまして、そこで多少まだ心配になる点がありますのでお尋ねをしよう、こういうわけであり

私かなんぞ冬季積雪地域における予算繰越の特例に關する法律案を出したかと申しますと、これは御承知のように、寒い地方では、雪のために會計年度に拘りされて非常に仕事がやりずらいので、そういう關係の調節をしよう、こういうわけで、先ずできるならば十二カ月の予算を十五カ月で使えるようにして、六月三十日までくらいに使えるように一つやりたいものだ、こういうわけでここに提案をしたものであります。その法案に備へたわけでありまして、その法案によりまして、欠点は、ただでさえ遅れておる決算がなお一層遅れる、こういうような欠点が非常にありますので、ここに提出しているような案にこれを直しまして、そうして提案をしておるわけでありまして、併しこれは飽くまで大蔵大臣の承認をできるだけしないでそのまま繰越ができる、こういう考へ方でありまして、それから財政法の一部改正の場合は、大蔵大臣の承認はこれ

うことを前提に置いて承認その他の手續なんか非常に簡素化する。こういうようなことがこの本旨になつておる。こういうふうに考へております。そこで欠点はどういふ点にあるかと申しますと、先ず第一番目に問題になるのは、主務省が仕事をする場合に、できるだけ年度内に決算をつけておかなければ予算の獲得その他に非常に禍いが生ずる。こういうわけで、無理なことを承知しながら、過去において

「政令の定めるところにより」と、こういう字句がありますが、私はここに

おける予算繰越の特例に關する法律、このことについてはよく事情もわかつておりました、従つてこの案は東さんの御覽の通りにその主意が織込んであると思ひますが、あと細かいことは政府委員から答弁いたさせます。

○政府委員(森永貞一郎君) 繰越に關連いたしまして繰越許費の運用について承認が必要であるといつたしてありますのは、只今大臣からお話ございましたが、繰越を承認するに當りましては全額が繰越されるのではなく、そのうち不用に立つべきものは不用に立て承認することにしたといふことが、財政の適正なる運用上必要である存するのでございまして。又翌年度の予算現額を確定するといふ建前から申しまして、又、繰越財源を確保いたします観点からいたしまして、やはり大蔵大臣が財源等の關係をも脱んで承認をする必要があるといふような考へ方から、繰越の承認制を必要とする

と考へる次第でございます。但しその運用に當りましては、只今お話もございましたように、極力円滑なる運営を期すべきであると存する次第でございます。今般の財政法の改正に際しまして、政令の定めるところにより、委任することがございまして、この政令の内容に對してお尋ねがあつたのでござい

ますが、これは結局、經費の種類とか委任を受ける立場の職員を規定して

るわけでございます。委任を受ける立場の官吏といたしましては財務局長、全国に十カ所財務局長がござい

ますが、かねて、この前ちよつとお出しになりましたような冬季積雪寒冷地域に

の経費の種類を限りまして、包括的に繰越を承認するというようなことも場合によつては考えられるかと存じているのでございまして、財政上の必要を最小限度に満たす程度内におきまして、極力この承認制度を簡素化したいた、さうよ様に考えております。なお大蔵部内では財務局長が委任を受ける立場になるわけでございますが、その場合の申請をする相手方の官庁はこれは各省の出先機関になるわけでございます。各省の出先機関と大蔵省の出先機関との間で地方的に、経費の種類にもよるわけですが、地方的にこの承認処理が行われる。さういうことができるようにいたしたいと考えております。

○東隆君 これは金額の枠なんかを決定することはないわけで、例えば公共事業費その他については、さういふ枠なんかに制限を加えるようなことはないわけですね。

○政府委員(森永貞一郎君) 金額につきまして無条件に承認をするという場合だけでなく、工事の施行状況その他諸般の経済情勢の推移等を考えまして、やはり一定の金額を限つて承認するといふような必要も場合によつては起るのではないかと。それらの点につきましてはなおもう少し検討いたしたいと思ひますが、経費の種類だけで包括的に承認するといふわけにも行かないのじやないかと思ひます。

○東隆君 それは今後研究をされるようですが、これは以前に決定を見ている金額ですが、それで成るべく決定したものでございまして、枠を狭めるようない、さういふ制限を加えるようなこと

をしないように一つお考え頂きたいことを希望として申上げておきます。

それから次にこの四十三条の三項の追加をされるわけですが、この中に「やむを得ない事由がある場合において、この問題ですが、これは私に説明の場合には、積雪寒冷の場合において工事をやり得ないような場合、こゝろいふことが強調されておりますが、これをもう一度一つ特に強調しておいて頂きたいと思つております。

○政府委員(森永貞一郎君) 前段の点は御趣旨を十分尊重いたしまして今後の運用に当たりたいと思つております。これは会計年度独立の原則から申しまして、支出負担行為もできればやはり年度区分に従うべきではございませうが、それを積雪寒冷地等の工事施行の事由その他によつて翌年度に互る契約を認めるわけをございまして、やはりその必要があると納得させるような理由がある場合に限定すべきであると思つて存する次第でありまして、その気持を現わすために「やむを得ない事由がある場合」といふことを規定いたしましたわけでございます。冬季積雪寒冷地等の工事施行上の必要といふような場合は正にこれに該当するわけをございませうが、そのほかにもやはりそれに準ずる同じような必要のあるような場合もあるかと存するわけをございませう。

○東隆君 大蔵大臣、今の通りでございませうか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 只今主計局長の答弁の通りで結構でございます。

○小林政夫君 私は東委員とは多少違つたニエアンスを以て質問をするわけ

ですが、東委員等の提案された積雪寒冷地帯等に対しての予算の繰越使用を円滑にするという趣旨は、或る程度止むを得ない点もあるかと思つておりますが、といつて国の財政をルーズにするといふことは望ましいことではない。(賛成と呼ぶ者あり)で、さういふ点から今度の財政法等の一部を改正する法律を検討してみると、先ず第一に、第十五条の債務負担行為の年限というものが今まで原則として三カ年間であつた、それを今度五カ年間にする、こゝろいふことは、十五条の規定を見ると、いろ／＼の場合においてかなり三年の原則を破つて、長期に亘つて債務負担行為をするといふことが規定されておるんです。而も一応三年と限られるけれども、国会の特別の承認を受ければ延長することもできる、こゝろいふこと。ただ総務費の場合において五年以内、こゝろいふことがいわれておるから、これを今度五年にするんだという先般の大蔵省の説明でございませうが、総務費については五カ年ということも、当委員会においてはその総務費を設定するときに問題になつた点であつて、一方の総務費が五カ年以内ということになつてゐるから、債務負担行為も三年を五年に延ばすんだということはどうも理由としては納得しがたい。その点は大蔵大臣としてはどういふふうにお考えになるか。

○政府委員(森永貞一郎君) 一応私から申上げます。総務費の五カ年は、いろ／＼問題もありましたんですが、結局五カ年ということになつております。その運用に当りましては只今小林委員の御指摘のありましたように、できるだけ濫用をしないようにといふ気

持でこれを運用いたしておるわけでございます。債務負担のほうもあまり長期に亘ることが望ましくないことは勿論でございますが、私どももいたしましても、五カ年にさういふ延長をお認め頂きました場合にはございませうが、これを認めますのは、極く特殊の、例えば製作に非常に長年月がかかるというやうな非常に特殊なもの、注文の場合に嚴重に限定するといふやうなふうな運用をしたいと思つておる次第でございます。ものによりまして非常に長くなる。例えば天文台の望遠鏡といふたやうなものは製作に非常に時間がかかるのでありまして、さういふ極めて特殊なものについてだけこゝろいふ規定を運用して参りたい、濫用は極力慎みたくと思つておる次第でございます。さういふ極めて例外的なものについてのみこの規定を活用するといふことでは是非一つお認めを頂きたいと思つておる次第でございます。

なお第十五条第三項の特に延期を認めない場合、これは実は年限の制限はないわけでございます。

○小林政夫君 この年限の後段のあなたの説明はどういうことですか。今の三カ年度以内とするといふことを第十五条第三項はそれを五カ年度以内とする、こゝろいふこと、今、説明のように、五カ年度にはしたけれども、なるべく厳密にやる、こゝろいふことで、但し国会の議決によりその年限を延長するものはこの限りでないともあるんだから、あなたのおつしやつた天文台の建設といふやうな特殊なものであれば、その都度国会の承認を得ればいいので、なぜこゝろいふと五カ年間に延期しなければならなかつたのか。も

つとはかに目的があるんじゃないんですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 第十五条第三項は、一応三カ年にする、三カ年にするが、その施行の状況その他を考へて、国会の議決によつて更に年限を延長するものについてはこの限りでない、この場合には年限がもう少し、別に法律の制限がなく、延ばし得るといふ、さういふ規定になつておるわけです。ところが当初から三年では困難だといふやうな問題もあるわけをございまして、さういふやうな問題につきましては、この十五条第三項の但書の活用で参りますよりは、さういふ必要に應ずるために三カ年を五カ年ということ、而もその運用は極力濫用を慎しむべきでございませうが、法律によつて御承認を得ることが適當であると考へた次第でございまして、かた／＼総務費のほうも五カ年ということになつておるわけです、それと同じ歩調で五カ年までお認め頂きたい、さういふ趣旨でございませう。

○小林政夫君 次は繰越明許費と公共事業費との関係ですが、こゝろいふふうに改正をして行くと、東さんの説には大いにさうであると思つけれども、予算編成の態度といふか、心構えといふものが可成りルーズになつて来るのではないかと。年度内に使用できるかどうかといふことを正確にあなたのほうで判定をする努力を怠つて、とにかく一応は繰越明許費について国会の承認を得ておく、こゝろいふことで、勿論予算編成するときに、積雪寒冷地帯においてどの程度の事業量がこなせるか、こゝろいふことは頭にあつて予算の数字を決定されたはずなんです。それが年

度内使用ができないような予算をつけること自体が間違いであつて、そういう意味から言つて、あらかじめ使用できないかも知れないものを、繰越明許費にしておけば何でもいゝということ、今後は積雪寒冷地帯の公共事業費については、このごとく繰越明許費といふ国会の承認を求めることになるのではないか。その辺の扱いについてはどういふふうにお考えになつておられるのでありますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 予算編成上の気持としては、只今おつしやいましたようなことで初めて繰越といふようなことがわかつておられるのを認りに認めるべきでないことは正におつしやる通りであります。従いまして、こういう繰越明許費の制度並びにそれに基いて翌年度に亘る契約を認める、これは例外的な処理でございまして、予算執行の状況等に鑑みて、どうしても翌年度に亘る必要がある、繰越しが止むを得ないというふうなものに限定して、この制度を活用して行くべきものと考へるのであります。従いまして、特に必要があるものにつきましては、運用を徒らに厳格にして煩瑣な手続でこれを縛るといふことは慎しむべきであります。この規定が適用される範囲につきましては、やはり相当厳選主義で行くべきである、特に必要なものを選びまして、それについては極力この制度を活用して、運用の妙を期待しなければならぬと思ひますが、広汎に流れるものにつきましては厳に戒しめたいと考へておられるわけでありませう。

○小林政夫君 そういふことで、私も今の説明通りならば、そのまま言葉通り受取つて了承しますが、まず事故繰

越について今までも可成り幅のあるやり方をやつて行くわけですから、この当初の予算査定が嚴重であれば、おおむねその事故繰越が、年度の四十三条第二項の改正によつて、十分積雪寒冷地帯等の要望に副へると思ふ。それを更に繰越明許費についても又その或る程度の範囲を拡げて行く、先だつての法規課長の説明では、今度は寒冷地帯の公共事業費について相当繰越明許を認める含みを持つての説明である。二十八年度の予算のように、八月一日になつて施行ができるようになつたといふような場合は、これは例外として考へるべきである。今度のように四月一日施行の予算が三月三十一日に成立するといふような事態においては、余ほどの例外でなければ繰越明許といふようなものをやるべきではなからうと思ふのですが、そういうことで事故繰越を可成り幅のあることにしたことと関連して、今度の繰越明許費の扱い方については、あなたの今の御説明通りならば問題はないけれども、三十年年度予算についてはまだ具体的に、今までの繰越明許費の範囲よりも、繰越明許費として国会の承認を求めざる費目といふものは殖えませんか。

○政府委員(森永貞一郎君) 二十九年年度における予算執行の状況を十分検討いたしましたし、御意見の点は十分検討いたしましたし、考へております。第四十三条の第三に「予算の執行上やむを得ない事由がある場合」といふことを書き加へたのも、只今おつしやいましたように、何でもかんでも繰越明許にして翌年度に亘る契約をしていいという趣旨ではないのだといふことを強く現わすために書いたのであります。

○小林政夫君 私のようなきついでい問方をされると大分こつちになびいたような答弁をされるし、東さんのような場合には可成り弾力性の含みを持つた答弁をする、そういう政治的答弁は甚だ困る。東さんのやさしい意見があるように、我々のようなきついでい問いという意見もあることを十分に頭に置いて、予算の編成については嚴重にやつてもらいたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今の御意見十分拝聴いたしました。

○野濤勝君 私さつぱりわからなくなつたのだが、実は質問はやめておこうと思つたが、よくわからぬからお伺いしておきます。法案の理由書を読むと、「財政会計制度の合理化及び簡素化を図るため」といふのですが、この法案の内容を見ると、何だか複雑になつて来たやうです。当局の言う簡素化とはどういふ意味か、私も素人の考へる簡素化は、非常に簡単に明瞭になることだと思つてますが、この改正案から見ますと、十三条が改正されまして、従来代理支出負担行為担当官といふことによつてやつておつたのが分任負担行為担当官制度が殖えた。これは今度は便宜の処置即ち繰越明許費といふものの取扱に弾力性を持たしたために、こういうものが必要になつて来たといふがその内容を簡単に説明を願ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) 技術的な点でございまして、私から御説明申し上げます。手続の簡素の見地から今回敷点に亘つて改正が行われましたが、只今の点も重要な観点であります。御承

知のように、今建設省等の各土木出張所等におきまして、公共事業をやつております、そういう場合には、会計法の上でその出張所長を資金前渡官吏といふことにいたしました。百万円とか二百万円という一定の金額を渡しまして、日々の必要な経費を賄なわせておるのでございまして。その場合には、即ちその百万円の資金の範囲において、契約を結ぶこと、又その契約によつて支払うこともできるのであります。ところが一面におきまして、資金前渡の額を多くしまして、いわゆる濫費の傾向を生じまして弊害が生ずるのでございまして。それで、私のほうで下げるのであります。ところが一方に仕事の立場から言いますと、少くとも契約だけは或る一定の幅のもの認めてもらわぬと困る。そこで今回従来の資金前渡官吏のその職分、即ち契約の職分と支払いの職分というものを分けて、一方において契約だけは五百万円とする、併し支払いのほうはやはり五十万円とか、百万円とか、現金はできるだけ僅かにして、そして直接支出官から小切手で払うようにする。それによつて、仕事の運営の便宜と、それから経理の厳正という、両方の要求を調整しよう。こういう考へ方から、改めて分任支出負担行為担当官、こういうものを置くことにいたしました。即ち従来の支出負担行為担当官と申しま

すのは契約の権限を与へられた官吏でございまして、そのうちで一定の経費を更にその部下の一定の者に、この経費についてこれまでの金額はお前が契約してよろしいといふ、いわゆる分任官を更にその契約担当官の下に置き得

るといふ制度にいたしましたわけでございます。これによりまして、現場の非常に差迫つた要求、円滑に予算を執行するために資したい、こういう考へから置いたものであります。役人の職名が一つ殖えたので非常に複雑になつたやうな印象を与へておりますが、実は非常に御便宜になるだらうと、こういうふうにお考へております。

○野濤勝君 さつぱりわからなくなつて来た。この法律は二十四年に改正されたらしいですね。大臣はその当時おられたらならなかつたし、森永局長はその当時には中堅官僚として大蔵省におられた。そうすると、ここ二、三年前とはそんなに大きく変化を来たしたのですか。これをみるとこの点に対する改正は昭和二十四年四月二十四号を以てこの条文改正して、それからこつちそんな変化が出て来たのですか。その間の説明を聞かしてほしい。

○政府委員(佐藤一郎君) 昭和二十四年にいわれる支出負担行為の制度が初めてございまして、そしてこの担当官の制度がそのとき併せてできたわけでありませう。まあ会計法規、財政法の立場からいいますれば、できるだけゆるゆる厳正にする、従つて経理も一本に集中する、いわゆる分任官と申しますか、こういうやうなものはできるだけ避けて行きたい、こういうやうなことで、当初の出発点は、そういうところからただ一本の担当官だけを置いておつたわけでありませう。一方において、最近予算の執行につきまして、もう少し必要の限度において、弊害のない範囲においてはできるだけその執行が円滑に行くやうに手続を簡素化すべきではないか、こういうやうな御要求が他

は、

面に非常に強く出て来ておるわけであり、積雪寒冷地の場合もその重要な例であります。そういうふうな点から弊害がでるだけではない範囲においては、我々においてもできる限りゆるめていいやないか、こういうふうなことから分任官の制度を作つたわけでありませぬ。御承知のように支払いの権限を持つておる支出官につきましては分任支出官の制度が従来あつたのであります。でありますから、当時からその制度を当然考へてもよかつたかも知れませぬ。併しながら初めて制度ができた当時でございませぬので、その際には分任官を置かないで出発したわけでありませぬ。最近の情勢から支出官と同じように契約担当官の場合には分任官を置いて差支えないということとで、初めて今回提案するようになつたわけでありませぬ。

○野澤勝君 積雪地域処置の問題は二十四年前から問題があつた。それは農村の現金収入というものは時期があるのです。だから金の入つた時期に納税のできるようにならなければならぬ、これは長年の問題でございませぬ。今日昨日に始まつた問題じやないのです。殊に積雪寒冷の地域における納税問題、これは長野県でも当然関係ありますから至急期待に副うよう措置された。ただ併し我々立法府のものとして、定は国政上非常に弊害を起すと思ひます。そういう点については慎重に善処したい。この点については小林さんの見解と考へ一致しているわけにございませぬ。特に私は今、森永さんの言うような解釈乃至は意見が即ち分任支出担

当官制度というものを又置くことになつたようにも聞えるのでございませぬ。さういふ考へ方から制度を設けたとしたら問題を起すと思ひます。もとと抜本的に、納税性格及びその時期これを明らかにしては正しいのじやないか。ただこれが、一事務当局によつて操作ができるというふうなことになる問題だ。又、出先の事情と言ひましようか、考へ方は、絶えず問題を起して大蔵本省に伺いを立てて来なければならぬやうなことになる、中央のほうでは弾力性を持たせて政治的な答弁をする、地元の方では消極行政を徹底した考へ方を持つ。ここに一つの行き違ひを来たす、こういうことはたゞび／＼あることです。この問題でなくとも、そういうことは皆さんよく知つておられるところだと思ひます。例へば大蔵省の下級機関である税務当局に税収額の予定を示す。政府は割当をしていないと言つても地方はこれを割当として大体の枠を立てる。問題は起きたとき政府に抗議すると、政府は枠はないと言ふ。下級は大体その枠に当て嵌るやうに成るべく成績を上げなければならぬというやうなことで、絶えず問題を起しているわけにございませぬ。私はこれ以上申しませぬが、こういう点については、ただこつた抽象的なきめ方ではなく、事務的にこの手続上の職名を改正するということではなく、もつと根本に遡つて、この制度を置かなければならぬかどうかを検討する必要があります。そういう点を一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

それから第二に私の質問は、社会党などにおきましては、従来会計検査院

というものは実に仏作つて魂入れずで、無力のやうなもので、これじや意味がない、だからこれを強化しようという見解を持つておられるにも拘わらず、財政法の一部改正法を見ると、なんだか会計検査院というものは用はないというやうなふうにも解釈できるのです。要するに本法案ではこれを削るという理由について御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) 私どもも、会計検査院の職能につきましては非常に重視してございませぬ、会計検査院の意向をつねに尊重して会計の経理の事務をやつておるつもりでございませぬ。ただ問題の三十四条のいわゆる支払計画の通知につきましては、これは御承知のやうに、この規定は、いわゆる支払計画、年に大体四半期ごとに各費目につきましてこれだけの分は支払つてよろしいという計画を、結局大蔵大臣の承認に基きまして各省がそれを得まわけてございませぬ。で、四半期その都度ごとの支払計画というものを会計検査院としては直接に必らずしも必要としないという会計検査院の御了解を得まして、今回主として手続の簡略化というところからこれをやつたのであります。支払計画書というものはこれはなか／＼大變でございませぬ、元の原本を各省大臣が手許に一部持つておられますし、それから大蔵大臣はこの承認を与える仕事の立場からどうしても一部要るのであります。それからこの支払計画を日本銀行に通知いたしました、日本銀行は大蔵大臣の承認を経て支払計画が到達しない間は如何なる各省の要求に對

しても小切手を振出さない、こういう必要から日本銀行にも支払計画が行つておる。それから各省からの出先の機関に對して又その写しの一部がどうして行くのでありませぬ、それやこれやで支払計画が五、六十部になるのであります。これは非常にこつたところの説明するにはふさわしくない事務的なことであります。丁度カーボンで写しますと一枚でとれるかどうかで、もう一枚、もう一度書き直すかどうかという境目になるくらい枚数になるのであります。併しながら会計検査院は四半期毎の計画を一々受けなくともいい、こういう實際の上、実務上の点から、この認知を略したのであります。決して検査院の仕事の意義が非常に軽いと、こういう意味からこれを削つたのはございませぬ。検査院と十分相談をし、その了解を得まして、そういう単なる通知であるからと、こういうことであります。勿論年間を通じましていつも検査院は必要な資料を要求することができませぬ、それから年間の支出済みの報告は勿論受けおるわけでありませぬ。ただ支払計画書という、大蔵大臣が各省に四半期毎に与える計画書の通知を略する、こういうことであります。

○野澤勝君 まあ大体その規約です、ね、こういうものに、法律上に規定されておればその通りやるのでございませぬが、規定されてないことは、そんなものは申合せで、そんな規定がなくともやると言ふが、官僚事務なんというものは、僕らも知つておられますが、そんな生半まやさいものじやないと思ひます。やはり規定してなければ何もそんなものはやらんでおるのでござい

ますから、あなたたちの考へておるのことは……あなたたちの時代にはそういうことをやつて、あとは忘れてしまふ。だから特に私は一般に大蔵省がアツシヨだとか、大蔵省官吏は頭のいい諸君ばかり揃つておるから、非常に独善だとか、どうもそういうことを言われ

の。だからさう言われぬために、こういうものがあつたほうがいいと思ひます。ただい／＼面倒だ面倒だ、何が面倒か知らんけれども、こういうものがあつて妨げになつたから……今まで大蔵省は今日や昨日生れたわけじやないのですから、急にさういふことをすることは誤解を起しやせんかと思ひます。さもなくともこの頃は疑獄だとか、汚職だとかで……国民が疑惑を持つておるときでありませぬ。まじめな皆さんにしては実はこういうものがなくちや却つてやりにくいじやないか。不まじめなあなたなら、こういう厄介な存在なんというものはなくなつたほうがいいかも知れませぬけれども、まじめなあなたは、こういうものがあつたほうこそ却つて会計検査院がしつかりしてくれて、こういうものがあつたほうが却つていいのじやないのですか。私はさういふ意味においても、むしろ大蔵省の独裁とか或いは独善とかいう傾向を輿論から払拭するにもこの点を強調したほうがいいと思ひます。これがあつて悪いということは別にないでしやう。むしろ私は日本銀行などは大蔵省と同じやうなものだから、この方式は大して必要がないと思ひますが、むしろ会計検査院を残して日本銀行のほうを削つてしまつてはどうだろうか。

○政府委員(佐藤一郎君) それでは支
 払計画の制度を簡単に御説明申上げま
 すと、四半期毎に各省から一年間の予
 算を大体四半分いたしまして、経費に
 よりますが、大蔵省の承認を求めて参
 ります。そういったしますと、大蔵省と
 いたしましてはそれの承認をいたしま
 して、直ちに日本銀行に通知するわけ
 であります。日本銀行はその支払計画
 の通知がありまして初めてその各省の
 要求に応じて支出をする、こういうこ
 とになつておるわけでありまして、従
 いて、いわばこれが日本銀行の資金
 を出すか出さないかの枠、めどであり
 まして、日本銀行が支払の仕事をす
 るための絶対に必要な一つの条件にな
 つております。従いまして、日本銀行の
 通知を省略するという事はこの制度
 の建前からできない、こういうことにな
 がつております。それから会計検査院
 が検査に当る場合には、実はこの支払
 計画、これは只今申上げましたように
 四半期の一定の計画に過ぎないのであ
 りまして、これに基いて実際の支出が
 どう行われたか、こういうことはこの支
 払計画の額から直ちに來ないのであり
 ます。会計検査院は実際に支出せられ
 た金額が適法に且つ妥当になされたか
 どうか、こういうような点を検査され
 る建前でありまして、従いまして支払計
 画書は直ちに直接に仕事の関係上要ら
 ない。従来は会計検査院と、いうこと
 で、いわば何でもかんでも通知をする
 という面もあつたのであります。まあ
 長い間、各省の下のいわゆる経理の担
 当官の立場からすれば、随分不利な不
 便なこともあろうと思つて、研究
 をいたしまして、必ずしも必要のない

ものは、一方に不要な事務の負担をか
 けることになりまして、さういふこと
 ばかりがいい、さういふことでやつたわ
 けでありまして、会計検査院自体も、
 勿論、重要な検査院の職務に鑑み、若
 し必要な資料でありますならば、私
 もがここにさういふ提案をすれば勿論
 賛成を頂けないわけでありまして、今
 回十分その御了解を得てさういふ措置
 をしたわけでありまして、

○野澤勝君 これは私は今日でもい
 い、この次に会計検査院を召喚しても
 らいたと思うのです。その際に私は
 質問したいと思つて、一体、会計検査
 院は何か。この支払の關係の内容或いは
 検討、さういふものが十分行われな
 ような会計検査院なら、こんなものは
 用はない。若しさういふことが簡単に
 話し合ひができるのであれば、国会
 における決算委員会、この支払がど
 う行われたかという事については、会
 計検査院が重要な任務を持つてお
 ると思つて、徒らに会計検査院がこ
 ういふような問題を軽く扱つて、さ
 ういふ問題に軽く扱つて、さういふ
 ことには、会計検査院の存立の意義とい
 うことに非常に不可解な感じを持つ。立
 法府として重要な問題でございませ
 んから、いづれ会計検査院を招致して
 も、どうして早くこの法案を上げ
 なければならぬというなら、今日でも
 よろしうございませぬが、直ちに会計
 検査院当局を呼ばれて一応意見を聞い
 てみたいと思つて、そんなならし
 い会計検査院だから、両院の決算委員
 会において聞かれても何もわからんよ
 うなやむやな状態です。さういふ行
 政機関なら私は却つて意義をなさんと
 思つて、さういふ点について全國民に申
 訳ないと思つて、ですから、その

点を申述べておいて、この問題の質問
 を打切ることになります。
 最後にも一つ事務当局に聞いて
 おきたいのは、一体さういふ支払事務
 を簡単に、簡単にするといふので
 すけれども、何と言ひましても、国家
 の経理、特に出納、さういふものがい
 つも問題になるのでございませぬが、
 實際その第三者的なさういふ監督機
 関と言ひましようか、監督機関と言
 うか、会計事務を処理する、乃至は
 内容を明確にしておくところの機関
 というものは、一層私は必要に思
 つておるのでございませぬけれども、そ
 れがなか／＼いふ／＼な事務支障を來
 たすといふので、それでは事務支障を
 來たすにしろ、それでは事務支障を
 來たさない能率化の問題についてさ
 しようといふ意見があればわかりませ
 んが、これを全部会計検査院を削つてし
 まつては、それは問題が、ますます
 疑惑を起すようなことが私は出て來
 ると思つて、さういふ点について
 特に、さういふものを削つてしまつて
 何ら故障は起らないといふようない
 と、更には何ら外部の疑問は起らない
 ということが立証できるようなことが
 あるのですか。その点について参考
 にお伺ひしておきたいと思つて、これ
 は一つ大蔵大臣からお聞きしておきた
 いと思つて、小笠原さんから簡単に
 見解を……

○政府委員(森永貞一郎君) 会計事務
 の適正なる執行、これはもう國民の血
 税でございませぬから、もう我々として
 も至上の命令として考へておるわけ
 でございます。他面、会計事務もだん
 だん煩雜になつて参りました、それに対
 する簡素化の要請が非常に強いわけ
 でございます。前に一回簡素化の措置を
 講じたのでありますが、その簡素化に
 も、只今おつしやいましたような會計
 事務の適正なる執行という観点から限
 度があるわけではございませぬ、その必
 要限度は私ども常に確保しなければな
 らない、さういふ考へておるわけでは
 ございませぬ。従いまして、今般のこの財
 政法の改正に當りまして、関係各省
 におきまして、行政整理の折柄でもご
 ざいませぬし、会計事務をもつと簡素
 化してもらいたいといふ切なる要請が
 あつたわけではございませぬ、私どもは
 他面における会計事務の適正なる執行
 という要素も織込まして、まあ今回提
 案いたしましたくらくらい、これは極く
 小さな改正でございませぬが、この前
 の簡素化といふこともございませぬ
 し、今回簡素化を実施いたしますとす
 れば、御提案申上げましたこの程度に
 とどまるのではないかとさういふこと
 とで、この提案をいたしましたわけ
 でございます。適正なる執行を確保す
 る上における最小限度の要請はこれ
 で大体確保できるのではないかと考へ
 るのでございませぬ。会計検査院の問題
 がお話にございませぬが、私ども
 も会計検査院のより活発なる活動を期
 待することにおきましては決して人後
 に落ちないでございませぬ、今般の
 支払予算の通知をやめることにいたし
 ましたのは、これは何ら検査院本來の
 活動には支障がないのではないかと。各
 省に對しまして検査をいたします場合
 に、この支払予算がどうなつてゐるか
 といふことは、各省に原本があるわけ
 でございます。検査の際に十分それ
 を見ることもできます次第でござい

ますから、事務簡素化の要請から申
 しまして、この程度のものではなくても
 お済まし頂けるのではないかと、さう
 な意味で会計検査院のほうも御同意を
 願つたのでありまして、適正なる執行
 という観点からの要請には欠けること
 がないのではないかと、さういふ考へ
 ておりますので、御了解頂きたいと思
 います。

○野澤勝君 さうすると、まあ森永さ
 んの御説明でわかりましたが、私も行
 政の整理の煩りを受けたように見て
 おるので、今お話の中で、支払予
 算の検査では支障を來たさないと、こ
 れは検査院でもさういふに申してお
 るのですが、さうすると、今まで一
 体この会計検査院といふものはさうい
 うことが必要であつたのですか、なか
 つたのですか。又さういふものが必要
 でなくなつたといふことは、ただ行政
 機構の整理の排け口といふことが、部
 分としてこれを取入れたといふことな
 んですが、今まではどうなつておつた
 のですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 必要がな
 かつたといふことではないと考へま
 す。一応この通知をお取り頂きまし
 て、それ相當の御活用を願つておつた
 と思つてございませぬ、実は今般の
 簡素化に際しまして、この支払計画そ
 のもの承認がもう要らんといふやない
 かといふ意見も実はあつたといふや
 ないと思つて、各省の立場からさうい
 う要請もあつたといふのでございま
 す。殊に四分之三の機械的に分けると
 いうようなものにつきましては、取り
 立てて四半期ごとに支払計画を立て
 るといふ必要性も薄くなつて來る面も
 ないではないと思つてございませぬが、私

もは必ずしも機械的に四分の一という
ことではない。又、歳入と歳出との時
期的な調整を図るといふような問題も
ございませぬので、最小限度支払計画を
残す必要があるということ、この制度
を残すことにいたしました、それな
らそれで、各省がこの支払予算計画
の書類を作る手間はできるだけ簡素化
しよう。写しを一部でも少くすること
が、先ほど総務課長からお答えしまし
たように、即ち事務を簡素化するとい
うことに寄与する面もございませぬので、
検査院としても全然お使用になつてい
らつしやらなかつたということであ
つて、それ相応の御活用を願つておた
しと思うのでございませぬが、この際はこ
れをなくて済まして頂くということの
御了解を得たわけでございます、不
要なものを取つておつたということ
もないと存するのでございませぬ。

○委員長(大矢半次郎君) 会計検査院
には今出席を要求いたしておきませ
ぬ。野溝勝君、それではその際に又質問
をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 成るべく大
臣に対する質問を願います。

○小林政夫君 国民金融公庫に関する
件で、今度の改正によつて恩給を担保
とするものに対しては、生業資金以外
の資金、即ち消費資金を貸付けること
ができる、こういうことに改正になる
わけでございます。これは恩給受給者
にとつては非常な福音であり、その意
味においては私は賛成であります。今
までの終戦以来今日まで、大蔵当局
のつておつた、消費資金に対しては
金をつけない、金融しない、こういう
建前がこれ一つ穴があくわけです。
この点について大蔵大臣としてはどう

か。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 実
は国民金融公庫がございませぬときも、いろ
いろ話がありましたが、恩給担保に
対する金融が、別に恩給金庫から出
ておりましたのがなくなりまして、
そこで恩給証書だけ持つておるとい
うかたが、生活のために、金を借
りるために、金を借りないから高利
の金を借りる、こういうことでは困
るから、是非何とかしてもらいたい
という、これは実はこの参議院にお
いても非常に強い要望がございま
した。衆議院でも強い要望がござ
いませぬ。国民金融公庫等でも
強いらざるを得ないと思つた。生
業資金というふうに限られてお
りましたので、それで取計らいが
できませぬので、そこで今度さ
ういふような御要望は実を容れま
して、それで大体初年度二十億ぐ
らいを今割り振るといふ考へにな
つておるのでございませぬ。尤も
この運用のほうもございませぬ
から、回収するほうもございませ
ぬから、二十三億ぐらゐの金は
できるかと思つて、恩給証書を持
つておられる方々が高利のところ
に行つて高利にさいなまされ
るといふことをやめたい。こうい
う点からこの法案を出してござ
いませぬ。穴があくように見ま
す、こういふことをどこかでやら
ない限りは、いろいろな点にお
いて受給者が非常に困るに
なるので、この程度がよかろう
かと存じまして、今回特に御審議
をお願いいたします。

○小林政夫君 私の申上げる趣旨は、
金融政策に関する問題で、こうい
う恩給

受給者につきまして、特に生活困窮者
に類するものもあるわけだ。お話の
ごとく金融のつかないために高利に
走る。これは我々もこの委員会でも指摘
した通りで、この恩給受給者に対して
こういう措置をすることに私自身反対
でないことは申上げておるので、ただ
今後の金融政策として一体こういう類
いものを取上げるのか。これは例外
であつて、恩給受給者についてのみこ
ういふことをするのであつて、他のほ
うでは考へない。例へば有価証券担保
に消費金融をやるといふようなこと
もやるのかやらないのか。こういう大
きい問題で聞いておるので。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その点
は、これは全く例外的に取計らう考へ
てございませぬ。御承知のこの恩給証
書を持つておられたのは、皆老
齢なかつたで、生業資金がちよつと容易
に得られませぬので、こういうことを
全く例外的にお取計らい申上げたい、
こういう意味でございませぬ。

○平林本一君 大蔵大臣にお尋ねして
おきますが、この法案で恩給を直ちに
現金化するといふ処置をいたされたこ
とは、近來のこれは大蔵大臣の大成功
として一応賞讃いたしておきませぬ
(笑)そこで二十億といふのが、
これは何ですか。この法案が議決され
ると、つまり資金は新しく恩給金庫
に措置する、こういうふうに承知して
よろしいのですか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 今度恩
給金庫のほうへ出資金として二十億、
借入金金は九十一億、合計百一十一億出
ることになつておられます。そのうちの分
の配分は、普通貸付が六十二億、特
別小口貸付八億、恩給担保貸付二十

億、それから借入金返済二十一億、そ
ういふふうに見てございませぬ。本年
度の国民金融公庫に対する資金計画に
見てございませぬ。

○平林本一君 それじやどうも困るの
です。あれは、いわゆる国民金融公
庫の今日行なつておられるところの
金融措置といふものは、先刻申上げた
通り、吉田内閣としては賞めるのは
これ一つくらいですが、これは非常
にいいことなつておられます。そこ
で、その中へ食い込むといふことじや……
資金計画はもうすでに発表してお
るので、国民金融公庫の手持資金とそ
れから例の一般会計、それから預金部
資金、こういうもので、内容は私
ちよつとここで正確に記憶いたしませ
ぬが、総計三百二十億に達してござ
いませぬと思つておられます。その
中からこれを措置するといふことでは、それでは国民
金融公庫を賞讃するといふ意図が挫
折してしまつておられます。恩給担保金融
に關する二十億といふものは、これ
が議決されたら、いわゆる予算措置を
新らしくこれは作るのだから、困
る。その点はどうなつておられますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 実
は国民金融公庫の資金計画につきま
しては、お手許の御参考には出して
ございませぬが、また一般に公表して
おられるものではないと思つてござ
いませぬ。それで昨年
に比べれば相当増額になつてござ
いませぬ。この貸付計画は、普通貸出の計
画が大体三百三十九億になつてござ
いませぬ。そのうちの新規の資金が先
ほど申した六十二億、回収いたしま
すものが二百二十九億、更に新規の分
で回収するものが十二億、総計で三
百三十三億でございます。特別小口貸付の

分が二十三億でございます。そのうち
の新規資金が八億、回収金からの十
五億をそれに廻して行くことにな
つておられます。恩給担保の分は新
規の資金が二十億貸しますと、回収
金もございませぬので、計二十三
億、合計いたしまして普通の貸しが
三百三十三億、特別小口貸付が二十
三億、恩給担保貸付が二十三億、こ
ういふふうで、合計いたしまして三百
四十九億。昨年と比べてますれば相
当増額になつておられます。こうい
ふ次第で

○平林本一君 これは私のほうで今
ういふことを新らしく、これがいわ
ゆるこの法案の議決を求めるので
す。それに対しては、今お話にな
つたように、資金計画として計画を
された中にある、こういうこと
が、事態はまあ今、特別小口貸付
のお話もございませぬが、これは本
月十四日から実施してございませ
ぬが、五万円と承知いたしてござ
いませぬ。極めて適切な方法であ
る。一昨日も千住の皮革商が一家
中を焚いた。それに對してその資
金の措置といふものが、恐らくこ
れは大したことでございませぬ。五
万円か十万円かといふことでござ
いませぬ。ところがさういふこと
には全然自己の資金以外には、い
わゆる対人的な資金の關係……信用
によつて求めるといふことはでき
ませぬ。それからいふと、い
わゆる公的資金といふもの
などは全然求められない。
この前も申上げましたが、中小企
業金融公庫といふものは、実はこれ
は看板倒れなんです、このくらい
悪質なものはない。あれは何の役
にも立つていません。中小企業金
融公庫といふ明文を

第七

第六部 大蔵委員会会議録第三十八号 昭和二十九年四月二十七日 【参議院】

掲げていて、実際はいわゆる大企業の資金というものは偏在している。ああいうことは実に許しがたいことなんです。中小企業金融……中小企業とはいわゆる中、小といふのだから、小企業といふものが入つてゐる。一家心中をするようなやうなものが皆該当してゐるわけなんです。ところがこれが何百万という貸付なんです。それで今非常に複雑多岐な……これに関連しますから申上げますが、大蔵大臣、一つ中小企業金融の貸付をした実態をお調べになつてもらいたいと思つて、恐らくこれは今の開発銀行の貸付に資金を貸付けているというところがはつきりいたしてゐる。今の坂口某といふやうな総裁といふものは、官僚の一番これは捨てる所のない悪質の人間なんです。これが総裁といふ……まあ総裁といふには身分不相応な者を選んだ。あの程度の者は……。だからその感覚で皆大企業に貸付けることのみ彼らはやつておるわけなんです。そうして中小企業には何もしてない。それをせめて救つてゐるのがこの国民金融公庫である。私は与党でも野党でもないわけです。極めて公正な、公平な見地からこれは申上げてゐる。まあこの機能といふものは非常によろしい。それで無担保で貸付けておる。期日も案外早く貸付けてゐるに、私は私の調べたところでは思つておられます。それで而も全国各地の状況を見ますに、貸付けると言つても担保がないのですから、一応申込者に対する調査といふことは、これはしなくちやならん。金のことですから……。ところがこれもまあ山岡僻地に至るまで皆んな靴を摺り

減らして行つて調べて、そうして大体すぐ貸付をしておるらしい。而も大体は六カ月から三カ月のようですが、今までは十カ月以上おるものが大体二十カ月、ですから、月賦なら十カ月借りても一カ月に五千円返せばいい。利息は非常に効果がある。大衆の金融、特に中小企業の金融といふものに非常にこれは役に立つておる。非常に成功だと思ふ。だからそのことを申上げ

な毒を流しておる、今日は……。直ちにこれは一つ御考慮願ひたい、機構の改革を……。そうしてこれをやはり真の中小企業のために……。あの千住の心中の問題にしても、一家四人が外へ出て死ななければならん原因は何もない。要するに運転資金が行詰つたといふことなんです。それで税金だけはどんどん出さなくちやならん。こういう事態である折柄、今あれしておるまする恩給金庫といふものに対しては、第二条、第三条にあります。いわゆる戦傷病者戦没者遺族等援護法、こ

いうことですから、一つ、二十億円といふものは、私は何も事務的のことを何だかんだといふことは、私自身としては好まない。できないことをやるといふことが政治なんだから、できないことをできるやうにするのがいゝわゆる政治交渉といふのだから、国会といふものはそういうものです。事務的には今森永君が御指摘になつた通り大いに信頼してゐる。併しそのことをやること、私は大蔵大臣としての政治的な仕事だと思ふ。だから是非二十億円を、今の御説明ではどうしても既存の国民金融公庫に対する、いわゆる予定した資金措置といふものはいたしてあるといふお話ですが、それでは世の中

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

で、それから、この際関連して、第一点には中小企業金融公庫に対する根本的な御検討を願ひたい。これは私のほうから願ひたいなところは初めから言うことなんです。(笑)私は指示命令するところなんです。国家のためこれは替へたいから願ひたい、こゝろいふことです。えらいことですよ。あんな中小企業金融公庫といふものは必要ないと思ふ。あれは若しおやりになるならば、大企業金融公庫といふものをお建てになつておやりになることは別なんです。中小企業金融公庫といふものは、そんなことならばあつた以上は、そんなことならばあつた以上は、必要ない。あれだけの資金を、今年も二百億くらいあつたらしいが、あれを国民金融公庫に持つて来れば……。而も地方に、国民金融公庫の場合各府県にそれ、支店なり事務所があるのですから、これくらい便利なことではないのです。極めていい。ところが中小企業金融公庫といふものは、開発銀行を何か小さくしたやうな思い上つた態度でやつて行くといふわけなんです。二百九十億といふものを措置をしたことが却つてそういう非常

な害毒を流しておる、今日は……。直ちにこれは一つ御考慮願ひたい、機構の改革を……。そうしてこれをやはり真の中小企業のために……。あの千住の心中の問題にしても、一家四人が外へ出て死ななければならん原因は何もない。要するに運転資金が行詰つたといふことなんです。それで税金だけはどんどん出さなくちやならん。こういう事態である折柄、今あれしておるまする恩給金庫といふものに対しては、第二条、第三条にあります。いわゆる戦傷病者戦没者遺族等援護法、こ

いうことですから、一つ、二十億円といふものは、私は何も事務的のことを何だかんだといふことは、私自身としては好まない。できないことをやるといふことが政治なんだから、できないことをできるやうにするのがいゝわゆる政治交渉といふのだから、国会といふものはそういうものです。事務的には今森永君が御指摘になつた通り大いに信頼してゐる。併しそのことをやること、私は大蔵大臣としての政治的な仕事だと思ふ。だから是非二十億円を、今の御説明ではどうしても既存の国民金融公庫に対する、いわゆる予定した資金措置といふものはいたしてあるといふお話ですが、それでは世の中

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は国民金融公庫の恩給貸出をするといふことはきまつておりましたもので、それから、それで最初からこの法律案を出すことになつておりましたので、二十億といふものを特に見である次第でございます。全体的に見ますと昨年より四十億、ほかの公庫は大体減らしてゐるのにかかわらず、これが四十億の金の増加、回収その他を見て、結局本年の資金計画で四十三億貸出が殖えて参るといふのは、そういう点からであります。但しおつしやつた趣意はよくわかりますから、今後とも機会がある毎

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

にこれが資金の増額に努めたいと思つておられます。それからどうも中小企業金融公庫が非常に槍玉に上つて、少し実情が違ふやうですから、私の監督者としての立場から御説明申上げておきたいと思ひます。中小企業金融公庫は決して大企業に金を貸しておけません。それが第一であります。中小企業金融公庫は、資本金千円以下、従業者三百人以下に金の貸出をしてゐるのであります。対象がそういう決して大企業に貸してゐるものではないと思ふ。この点、少し誤解があるのではないかと思われまふ。第二に、この中小企業金融公庫は、その中小企業のいわば企業の合理化をする、近代化をするために出すことが主になつておられます。従つて金額も五カ年間という長期に出し得ることに相成つておられます。大企業はそれと近代化、合理化ができることになつてゐるのであります。中小企業は、繰返して申上げますが、中小であります。決して大きな企業ではございません。それが少しも金がないために、近代化、合理化ができませんので、そこで近代化、合理化をさせるために、通常下請でやつて行く上においてもそういうことが必要でございます。そのやういふために金を供給してゐる、こゝろいふので、一種の事業資金でありますから、余ほどの点が違つてゐるのであります。それから店舗がないことについての話がございますが、できましたか。すぐいふところへ店舗を設けることはできませんので、開業即日、今までの銀行窓口として恐らく四千以上の窓口がござります。そ

ここで資金の融通をしてやつておりますが、併し近く大阪に支店を作ることになつております。そのほか既に既設の機関を、つまり各銀行等を使つておりますので、多少その点について、これはいろいろ御不自由の点もありません。けれども、併しできませんから、ほんのまだ一年でございまして、平林さん御存じの通り……これはそういうわけで止むを得ないと私もは考えておるのであります。

それから大蔵省のほうの考え方としますと、そういう中小企業に對するいはば企業の合理化とか近代化等に使う金は中小企業金融公庫で賄う。それから組合等に行つて、いろいろな組合関係等での協同利害その他から起つてくるもの、又、組合員としての貸出を受けるものについては、いわゆる商工中金でこれを賄つて行く。更にその二つに及ばない零細な資金を要求されるかたに対しては、つまりこの国民金融公庫というものを持つて行く。この三つで政府が考へている中小企業その他に對する金融をやつて参る。こういう考へ方でありませう。そこで、もう少し中小企業のかたには御辛抱願ひたいと思ひます。御趣意はよくわかりませうから十分監督いたしますが、平林さんのような御意見もあるが、同時に五百万貸してもらつて自分とところで開業して、非常によかつたといつて感謝されておられるような向きもあるものであります。決して中小企業者に金が無駄に使はれておられるものではないといふことは、これは私は堅く信じております。併しながらいろいろ御意見のあつた次第について、今後とも監督すべき点は十分監督し、そうして折

角成績を上げるようにやつてもらいたい。決して大企業の方に貸出して、大企業と改めたらよからうというふうなものではないと思ひます。どうかその点は十分誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○平林本一君 それは大きく誤解がある。それは何かと言へば百億でしよう、二十八年度のいわゆる貸付総額において百億円だと私は承知しております。貸付しているのは四千七百万円です。貸付すると平均やはり二百万円内外貸しております。こういうことにならうとすると、これは中小企業という看板を持つて日本中八千八百万のうちで四千七百万円しか貸付けていないといふのは、中小企業といふものじやない。大臣がおつしやる通り三百人以上とおつしやるが、結局、工業の場合で三百人、商業の場合は三十人、こういうのが通産省あたりの中小企業の対象にした人員の目当てといふところが三百人で工業をやつていふといふ商人は中小企業とは言へないです。商人でも自分の家の外に三十人の店員を使つていふといふような商店といふべきなんです。そこに非常な大臣の誤解があるようですが、善意の誤解と私は受取るが、非常に大蔵省の誤解が、今日中小企業をなぜ救わなければならないかといふその対象になつていふのは、いわゆるいろいろな対象じやないのです。本間に庶民の間に行かれていふところ、家中だけで、本間に学校へ出したのだが出せない、それも店員として使つていふ、或いは親戚の就職しない者を取りあはず手伝わして、それが中小企業でありませう。

す。だから昨日一家心中をした皮革商といふような全国の中小企業といふものを対象にして然るべきなんです。だからそれは二百万なんといふものじやないです。これは十萬か二十萬を貸付ければ起死回生なんです。そうしてそれが一つの制度になつて、思わざるにわゆる自己資金になつておる。そうしてそれによつて非常な飛躍をする。勤勉、何といふんですか、努力です。もうリベートなんといふものは毫末も考へていない。そういう人は本當の意味の營々たる汗の結晶であれだから、二十萬円ぐらゐの金が使えますれば、それでもう一つとそれが伸びて行く。それを私は中小企業と言はれていふことは非常に遺憾だ。非常に残念だ。それは國家資金を二百萬円貸付けるのだといふことをおつしやる。中小企業金融公庫はそういうことなんだから。それは決して中小企業ではない。中小企業の名を奪つて大企業をやつていふのだ。それから今の企業の合理化とか、まあいろいろ科学的とか何とかいふことは、私も学問がなからわからぬが、私どもは学問がなからわからぬが、そういうようなことは、今言つた通り、開発銀行とか市中銀行でも十分にどしどしこれは利用しておるわけです。それから市中銀行はオーパー・ローンしてはいるわけです。不正貸付、歴大な偏在した貸付をしていられるわけです。二兆六千億のところ、二兆七千億も貸付をしていられるわけです。それから國家が中小企業といふものをどうも今のようなお考えでは困るわけなんです。その点を一つやつて頂きたい。まあ併し考へる、こういうことですから、一つここでそれ以上は善

良なあなたには申上げません。それ以上上追及することは……だからそれを一つ十分に何して頂きたい。それから國民金融公庫に對しては、今のお話もよく承知しますが、いづれこれは措置したその二十億円といふものは、いろいろな御説明があつたが、それではこの法案はこれが若し議決にならんときはどうなるか。二十億円といふものは使ふことができないわけなんです。ですから、そういうようなことが、私のほうでもそういうまあやりとりはいたしませんから、それだから、本當にいいことなんです。よろしいことだから、いづれ本年のまあ割当はこれでよろしいでしょう。よろしいから、第二・四半期、第三・四半期でも、そのときになつて一つこれを措置するようにといふことを、一つ固くこの際に申上げておきたいが、これは大蔵大臣としても余りこだわらずに一つ御答弁を、そういうことをやりますと、まあやりますと言わんでもいいから……(笑聲)これはやつてもらわなくちや困る問題ですから、これは二十億円をこのぐらゐ、今のお話のようなことでは、これは我々法案を議決するのにそういうことでは非常に困るといふことを申上げたのです。

○國務大臣(小笠原三九郎君) この問題は、これから一つ現実に貸出等の問題が起つて参りますから、十分御趣意に副うようにいたします。それから今の中小企業の金融公庫のことではありますが、私はお話の趣意もあるし、もう少し低いところに余計貸出をするように、向うのほうともよく話をするようにいたします。私が申した三百萬円とか五百萬円とか、こ

ういふのは最高限までして、それは一番上のところを申したわけでありませうから、さう御了承願ひます。

○委員(大矢半次郎君) 會計検査院の池田事務局長が出席いたしましたから……

○野澤勝君 池田さん、今回財政法の一部改正法案が出たのですが、これによると、「第三十四条第三項中」及び會計検査院を削る」といふことになつていませう。そうすると、支払の計画について大蔵大臣の承認したときは、あなたのほうは用がないのだな。そうすると、會計検査院といふのは何の仕事をするのですか。

○説明員(池田直君) お答申上げます。會計検査院は、予算の支払計画が各省に示連に相成りますと、従来今お話の通り會計検査院も各省と同じように御通知を頂いておりました。併し私の方といひまして、従来通り支払計画の示連の御通知を頂くことが全く必要ないわけではございませぬけれども、實際私どもが検査いたします場合は、各支出官が、これが各省の大臣からそれぞれ支払計画の示連を詳細に受取ります。その間の数字を別途各支出官ごとに支出計算証明をいたさせて、その支計の示連を御通知を頂いて、各支出官ごとの支払計画を御通知して、その範囲内において支出の負担行為、或いは支出をいたすわけでございます。これを集約集計いたしまして、各省ごとに全体の支払計画がどう来ておるかといふことを押えるわけでございます。ここで、この第三十四条の支払計画の通知につきましては、會計検査院といたしましては、各省について直接これを

確認するなり、或いは大蔵省の主計局から別途これを確認するなり、そうしたことでは検査が十二分にできます。この検査は、会計検査院といたしまして、これを削除に相成りますことが検査上特に支障があるとも見えませんが、今回の削除の案も、会計検査院といたしまして、主計局が事務簡素化が非常に必要なので、この関係を削除しても差支えないかどうかというお話がありました。したときに、会計検査院といたしましては、今申上げましたような事情で、検査上特に支障を認めなかつた関係上、止むを得なかつたこと、私も同意いたしておるような次第でございます。

○野澤勝君 そうすると池田さん、一体、国会などで予算の使途等について始終論議をされておるのですが、なおここに問題になつておるのは決算ですが、決算などについても特に問題のある場合は、この会計検査院の表明を唯一の頼みと言いますか、期待を持っておるわけでございます。この支払の事情がよく呑み込めないでおつて、そうしてかような決算等に対する問題点のある場所、並びに内容等につきまして、国会からさような質問などあつた場合に、詳細答弁に支障を来たすようなことは全然ないのですか。

○説明員(池田直君) お答え申上げます。御尤もな御意見でございます。が、会計検査院といたしましては、只今申上げましたような事柄で、各支出官ごとに、これをよく支田の内容等について詳細証明をいたさまして検査いたしておりますので、国会等の御要望がありますれば、特に又特定の事項につきましては、できるだけ御期待

に副えるようなふうな努力いたしておるような次第でございます。

○野澤勝君 国会の要望があれば云々なんというところは、おかしいのです。あなたのほうの任務、性格というものは、もう私が言うまでもない、よくわかつておいでなんです。或いは会計事務の厳正執行が行われておるかどうかというのを検査するのが検査院の主たる任務なんだから、そんなことを国会の質疑或いは要求があるまでもなく、私はその任務並びに性格においてその完璧を期してもらわなければならぬと思ふ。私がいふまでもなく、もう池田さんも耳に入つておるでしょうが、会計検査院の無能を言つておるので、無能を。一体何をやるのか、会計検査院は一体行政機構として会計検査院の能力を発揮しているかどうかということ、この頃、価値論が出ておるのです。会計検査院はこういう点から見ても、私はむしろ姥捨山のような感じがする。さつぱらんにいへば……。

これでは相成らんと思ふ。私も実は実際に会計検査院の重要性を感じておるのです。それが余り機能が發揮できないところ、大きな私どものうらみがあつた。そういう点から、若しだん／＼手をもぎ取られ、足をもぎ取られ、しまいに何をもち取られるか、心までもぎ取られてしまつたんでは、そんな機構は私は用はないと思ふ。そういう点について、あなたも、一角づつ外郭を削られて行くのだ、それで一体、これで会計検査院の任務なり或いはその性格なりの仕事ができるかというのです。若しそういうふうな場合に、あのときは惜しかつた、あういふことがなければ……

ことにならない。あのときにあそこが生かしておいてもらえたならば、私も十分そういうことの完璧を期し得たというふうなことをいうことは遅いのでございますから、で、私もは今からあなたの責任ある答弁を聞いておきたい。こういうわけです。

○説明員(池田直君) お答え申上げます。御意見は十二分によくわかります。次第でございます。かねて国会その他皆様方が会計検査院に対する期待を強くお持ちになり、私も同様にいたして、現在の権限なり権柄なりによつて、全力を挙げて、少しでも皆様方の御要望、御期待に副いたいと思つておる次第でございます。が、今の御意見の通り、皆様の御期待に十二分に副いていない事情につきましては、甚だ遺憾に存じておる次第でございます。が、私も同様にいたして、次の三十年度の予算の編成等に当りましては、皆様方の御意見、御要望、御期待等を十分に胸に置きまして、少しでも御期待に近づけるよう努力したいと思つております。なお先ほどは、少し私の表現がまずかつた関係もありまして、特に又只今御意見を頂きました次第でございます。が、私も同様にいたしましては、国会の御要望を常に胸に深く銘じつやつております。次第で、検査に精勵いたしておる次第でございます。が、先ほど国会の御要望がありましたら、なおその都度よく勉強いたします。ことを申上げましたのは、特定の、私も勉強が足りなかつた点について、特に御指摘、御要望があつた場合に、できるだけ御期待に副うように勉強いたします。という次第を申上げたような次第であります。

て、只今の御意見は十二分に私も伺ひまして、これから予算の要求、その他について努力いたしたいと、こう考へております。

○野澤勝君 どうも池田さん、特定の要望があつたならばより一層御期待に副うようにしたいと、こういうわけですが、そういうふうな場合はあり得ると思つていなければならぬと思ふ。そうすると、結局かようなふうな、支払の計画について何ら通知を受けないでもさうなことが達し得るといふのです。達し得る自信があるといふのですか。その点を聞いておきたい。

○説明員(池田直君) 三十四条の会計検査院に對します支払計画の大蔵省からの通知の削除につきましては、私もいろいろ十分に検討いたしましたわけでございます。が、この本件の関係は特に削除しても検査上は支障はない、こういう結論に達しているような次第でございます。

○野澤勝君 そうすると、ちよつと大蔵大臣にお伺ひしておきたい。この四十三条の三の中、この内容を見ますと、「各省各庁の長は、繰越明許費の金額について、予算の執行上やむを得ない事由がある場合において、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにし、大蔵大臣の承認を経て、その承認があつた金額の範囲内において、翌年度にわたつて支出すべき債務を負担することができる。」ということになつておるのですが、これは一種の繰越費とも見て見られるのでございませうが、例えば、具体的に申上げますと、先ほど森永さんのお話、総務課長のお話を聞きますと、例えば積雪地域における予算繰越のような問題とい

うことを一つ言ひましたが、例えば保安隊の保安庁予算などもたま／＼これに類似したようなものがありますから、この条文で扱つて行こうという考へ方なんです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは繰越明許費を最初からその金額に限りませうもの、止むを得ざる事由がある、こういう条件がついておられます。事項ごとにその事由及び金額を明らかにした上で初めて承認を与へる次第でございます。が、保安庁のものについても、繰越明許費というもので予算執行上止むを得ぬ事由がはつきりすれば、これについては大蔵大臣の承認を与へる場合がある、こういうわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め、暫時休憩いたしまして、午後一時半から続行いたします。

午後二時二十七分開会

○委員長(大矢半次郎君) 午前中に引続きまして会議を開きます。

○委員(大矢半次郎君) 午前中に引続きまして会議を開きます。

ていろ／＼質疑をしたのであります。その結論としては、曾つて大臣も中小企業に対しては一兆五千億というよう

か。○國務大臣(小笠原三九郎君) 誠に御尤もな御意見なんです、さてこれは

のくらの数字になりますか、一応いつか申上げましたように合計したら一

まないので。そこで、今おつしやるごとく非常に困難な作業だとは思いま

てはなか／＼わかりいのですが、工業生産のほうになつて来ると、どこ

な金も出ておるといふような話があり、一兆五千億という金目を聞けば、どうもえらいたくさん中小企業には金が出ておるといふ印象を与える。併しそれは金高の問題ではなく、現実

非常に困難なんです。それで通商産業省で今日までに相当たくさんの中小企業の実態を調査し、診断したのであり

にしまして、或いは中小企業金融公庫にしまして、これは金は足りません。いつも

も現在政府が作業をして国民所得を推計しておられる、それに対して或る程

得を引いて行くこと、多少分析的にやりますれば、或る程度のも

ばこの問題になつては国民金融公庫として、今、前年度よりも資金は絶対量が殖えておる。こういうお話であり、先般もここに公庫の總裁が来て、二百十億は普通貸付資金において

お話をよく聞いて、どういふように今後中小企業の金を調達して行くべきかという

国民金融公庫の一例で申せば……というふうな場合であります。全体として

お願ひしておるわけですが、一つ推計する体制を整えるようお願いしたい。

努力いたします。○小林政夫君 大臣に対する質問ではないのですけれども、特別調達資金設

足らない。そしてプラスこの恩給担保金融がアルファとして附くということになるのです。そういう計算もあるの

お話をよく聞いて、どういふように今後中小企業の金を調達して行くべきかという

国民金融公庫の一例で申せば……というふうな場合であります。全体として

お願ひしておるわけですが、一つ推計する体制を整えるようお願いしたい。

努力いたします。○小林政夫君 大臣に対する質問ではないのですけれども、特別調達資金設

付高は殖やしてある。こうおつしやつただけでは資金量が十分であるとは言えない。併しこうやつて足るとか足りないとかというのをやつておられます

お話をよく聞いて、どういふように今後中小企業の金を調達して行くべきかという

国民金融公庫の一例で申せば……というふうな場合であります。全体として

お願ひしておるわけですが、一つ推計する体制を整えるようお願いしたい。

努力いたします。○小林政夫君 大臣に対する質問ではないのですけれども、特別調達資金設

と水掛論になるので、一つ政府のほうでも、市中金融機関を含めた日本の全金融機関について、一応の基準は、平林

お話をよく聞いて、どういふように今後中小企業の金を調達して行くべきかという

国民金融公庫の一例で申せば……というふうな場合であります。全体として

お願ひしておるわけですが、一つ推計する体制を整えるようお願いしたい。

努力いたします。○小林政夫君 大臣に対する質問ではないのですけれども、特別調達資金設

も、資本金一千万円以下、従業員三百人以下、こういうものの資金需要量が幾らであるか、その資金源はどうなつて

お話をよく聞いて、どういふように今後中小企業の金を調達して行くべきかという

国民金融公庫の一例で申せば……というふうな場合であります。全体として

お願ひしておるわけですが、一つ推計する体制を整えるようお願いしたい。

努力いたします。○小林政夫君 大臣に対する質問ではないのですけれども、特別調達資金設

すが、政府といたしましては、役務乃至は物資、両方が入つておつたわけでございます。運用上の実情から考えますと、大部分は労務といふことになつておつたわけでございます。今般改正いたしました趣旨は、国連軍との関連で協定ができたので、その国連軍の關係の勞務並びに物資の調達にもこの資金を活用する、これも實際上勞務のほうが大部分であるわけでございます。その国連軍の關係にもこの資金を利用する道を開く、それが改正の第一点でございます。第二点は、今般MSA協定に関連いたしました、いわゆる顧問団が置かれるわけでございますが、顧問団の關係にもこの資金を利用し得る道を開く、顧問団の關係は勞務の關係が殆んど全部でございます。現在のところは、物資につきましても、この資金を利用することは考へられていません。ただ勞務以外に一つ考へられませんが、顧問団で家屋を賃借いたしました場合には、直接の賃借ではなくて、間接の賃借にするといふような場合に、ひよつとしたらこの資金が利用されるというふうなこともあろうかと存じます。併し大部分は勞務の關係でございます。なおこの顧問団の關係は、法律でどういふ道を開きましたか、まだ現実にどういふふうにかこの資金を使用するかといふことにつきましても、先方との間に交渉が行われていないのでございまして、大体の内意をいたしまして、勞務の關係には是非使わして頂きたいといふような希望の表明がございました。その程度でございます。以上が今回の改正の主な点でございますが、そのほかに、この資金を利用するにつつましての手續に關し、

或いは府県に一部の事務を委任する、或いは銀行に支払い等の事務を委任する、そういった事務取扱の簡素化の観点からする若干の改正も併せ行なつてゐる次第でございます。大体以上の趣旨で今回の改正法律案を提出いたしました次第でございます。

○小林政夫君 この従来の資金の回転状況について説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 調達庁で直接運用いたしておりますので、調達庁の政府委員からお答え申上げたいと思ひます。

○小林政夫君 それじやこの法案と関連して大臣に特にお尋ねいたしますが、この國際連合の軍隊が駐屯する、これは本會議でもいろいろ質疑があつたのですが、地域は具といふところに限られておるわけですが、この駐留のために当該自治体がいさゝか行政費が余計かかる、こういうことは特別交付税で面倒をみる、こういうことであります。このほかに代替施設、例えば呉の港等について、建前は共同使用といふことになつてゐるけれども、事実、港が使えないといふような場合に、別のところに埠頭を作り、或いは施設を作るといふことが必要だといふことになるわけですが、そういう場合、これは一つの例ですが、代替施設等についての資金といふものはどういふふうにか考へてもらへるのか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は私も、この國連のほうの軍隊とアメリカの軍隊と性質上違ふので、結局國連のほうは有償にしてゐる、やるべきだといふことで、大分内輪の問題ですけれども、相当強く主張して参つた

のでありますが、その後、刑事裁判その他の問題で、やはり同一に扱ふといふことが非常に望ましいといふことになりまして、結局こういうふうな折れて、それじやもう、すべてそういうふうにしよといふことになつたのであります。小林さん御承知かと思ひますが、私は實際現実に見ておりましたが、非常に広い地域を取り過ぎておる、こんなふうにしてたくさんとつてゐるのかわけがわからんほどとつてゐるので、今これを現地に委員会を作りまして、その委員会に知事とか市長がみな入つておられますので、できるだけ余計戻してやらう、こういうことで、まあ一口に言つると、私も折れたときに、これだけは是非貫徹してもらいたいといふことで、相当強く実は要望しておる次第であります。それで、埠頭等につきましても、相当返してくれることに、その時分に返す見込みで話をしておりましたが、代替のことについては、特にその当時としては、私は自分で交渉はいたしませんでしたが、まだどうもなか／＼返すのも思ふように進行的にしておりましたか。ちよつとそれでは主計局長から……。

○政府委員(森永貞一郎君) 代替施設は安全保障諸費で、米軍の場合でございますと、代るべきものを建設いたしておるのでございまして、国連軍といふことでございまして、それは参らないうわけでございます。従ひまして、これは大臣からお話ございましたように、施設そのものの接収乃至は使用を必要なる最小限度にとどめて頂いて、

日本側が使えるようにする、その努力を先ずいたしておるわけでございます。お話のありました呉の場合には、米軍も一部使用いたしておりましたので、米軍乃至は英軍がこれを利用することによりまして受けるこちらの非常な不便を緩和するために、若し必要がございませば、安保諸費で代るべき施設を作るとも名目が立たないわけではないわけでございますが、具体的にはまだ計画が進んでいない現状でございます。

○小林政夫君 協定等において、今のお話の米軍が使つておるものを、国連軍が米軍から又借りをするといふようなこともできるやうで、あなたの場合は親心で安全保障諸費の使用を考へて、成るべくそれで施設をして、實際的にはアメリカ軍、駐留軍が使つてないけれども、国連軍の場合に使うこともあるといふことで、主として国連軍が使うやうな施設であつても代替施設として安全保障諸費を使い得るといふやうに了承していいですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 米軍から又借りといふことでございまして、米軍も使つておるといふことが前提になりますと、ちよつと安全保障諸費を使うやうな場合にならんじやないかと思つたわけでございます。それで呉市の事情につきましても、しばしば陳情もございまして、道路その他の關係でもいろいろ御希望もあるやうでございます。その他も十分検討いたしまして、できるだけのことはいたいと存じておりますが、埠頭につきましてもまだ具体的に答へをする段階に参つておりません。

○小林政夫君 できるだけ考へたいという言明を大いに尊重して了承いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 調達庁から総務部長が出席いたしましたから、小林君の発言を願ひます。

○小林政夫君 この調達資金の最近の回転状況ですね、これを一つ数字的に説明してもらいたい。

○政府委員(山内隆一君) お答えいたします。調達資金の回転状況としまして、先ずどういふ順序で支払をし、回収をしてゐるかといふことをちよつと申上げたいと思ひます。三月の貸金の支払は四月の十日、各月の十日に支払をいたしております。そこで十日に支払をする貸金につきましては、三月の末にアメリカのほうから各人別の出勤状況或いは勤務時間、そういう貸金の基礎になる詳細の数字を入れまして、結局幾ら支払うべきかといふことの通知が、ペイロールと言つていますが、それが各勞務事務所のほうに参りまして、そこで勞務事務所のほうではそれを整理しまして十日に払う準備をするわけですが、約八〇%に相当するものを四月二日、三日ぐらいに軍から頂くわけでございます。そうして十日に払ひまして、そのあとの二〇%に相当する残金はその月の末まで必ず頂けるといふことになつておるわけでありまして、そんな關係で、最近はこの回収も、以前は殆んど長いときには三カ月もかつたわけでありまして、だんだんと短かくなりまして、今では一カ月で回収ができるわけでありまして、そんな状況であります。最近特殊の問題がありまして若干遅れるのがあります。關係上、現在のところはまだ約四十億

ばかりの未償還があります。併しこれは漸次少額になつて行きます。殆んど三カ月もかかつたのが一月間で大体回転しているという状態であると思つて差し支えないと思つて申上げます。

○小林政夫君 一カ月の今までの駐留軍労務者に対する支払賃金は幾らですか、大体最近の……

○政府委員(山内隆一君) 賃金といひましては、多少月によつて変化はありますが、はつきりとした数字を今持つておりませんが……

○小林政夫君 概数でいいですか。

○政府委員(山内隆一君) 四十億未満でございます。今のところは大体先般整理をいたしましたから、今、数はほぼ安定いたしておりますから、三十五、六億程度の賃金の支払で済んでおるようであります。

○小林政夫君 これによつて追加された國連軍関係の労務者及びMSA協定による顧問関係の労務費、これの一月分の支払予定、支払見積りはどういふふうになつておられますか。

○説明員(谷川宏君) お答え申し上げます。國連軍関係の労務の提供に伴ひます経費といたしましては、大体のところ、人数といたしましては、労務者が大体一万人程度、その経費といたしましては、年額といたしまして大体三十億程度、次に顧問関係といたしましては、労務者の数は先方との交渉によりまして多少圧縮ができると思つて、只今のところ百五、六十名、金額にいたしましては、労務費の支払が年額五千万四程度、かよひになつております。

○小林政夫君 そうすると、この資金は七十五億のはずですね。だから今の追加した分は、そのような状況であれば大体支障なく回転して行くと、こゝういふふうにごろごろしてよろしいと思つておられますか。

○説明員(谷川宏君) 國連軍協定に伴ひますもの及び軍事顧問関係に於ける労務者の提供に伴ひます経費につきまして、両方とも前金で、國連軍、或いは米軍顧問団から日本政府が前金で受けまして賃金の支払に当たるといふ建前になつておりますので、仰せの通り資金には困らないわけでありまして、○小林政夫君 今四十億程度の未済があるというところですが、七十五億とすると三十五億……のみならず今度の追加になるものは、今までの駐留軍とは違つて、一月月と払いでなくて、前金をもらふのだといふのであるから、資金の回転がよろしい、それはわかりましたが、直接雇用から間接雇用に変るに当つて退職金を払いますね、この点の関係、退職金も前受金ですか。

○説明員(谷川宏君) 國連軍に雇用されております労務者に対する退職金につきましては、今度の協定が効力を発生しまして、労務の提供につきましての実施取極ができ、退職金もおきまして、退職金を國連軍が払うといふことになつております。それから顧問関係の労務者につきましても同様に処理すること先方と交渉をいたしておりますので、間接雇用になつた日以降の勤務年数に応ずる退職手当につきましても、これも前金で毎月々々定額を日本政府が受けまして、実際に退職しますときにその積立金から払うといふことになつておりますので、すべて資金繰りとしては困らないといふふうにごろごろしております。

○小林政夫君 ついでにちよつと簡単な問題について事務的に聞きますが、第三条の第二項の改正、「資金の運営に伴ひする他の受入金で政府で定めるもの(以下「受入金」と総称する。)」の他の受入金」といふのは何でしようか。

○説明員(谷川宏君) 「その他の受入金」と申しますのは、例えば資金から労務者の給与として支出をいたしました場合に、それが例えば具体的に申しますると、休業補償、そういう場合に、過誤払い、それが年度を越しまして戻し入れをする必要がある場合に、現在の建前でありまして、外國政府からの受入金ということになつておりますが、その受入金では解釈できないという関係、只今の資金の過誤払いによる年度経過後の受入金というものは、或いは失業保険で、事業主の負担の過払いになつた場合に、失業保険法によりまして利息がついて来るわけでありまして、そういう利息を受入れる、かような事務的な関係の経費を受入れるための措置でございます。

○委員(大矢半次郎君) 財政法等の一部を改正する法律につきましては、他に御質疑ありませんか。

○説明員(谷川宏君) それでは御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小林政夫君 私は本案に賛成をいたします。本改正は主として積雪寒冷地帯に対する公共事業費の使用について円滑を期するといふ建前の下に改正された点が大部分であるように思ひますが、そういう点について或る程度の事業の進行を円滑にするといふ必要性か

らして考えるのでありますけれども、さりとて財政の厳格さ、資金の使途がルーズにならない、こゝういふような配慮は十分取らるべきであつて、むしろさういふ意味においては、予算査定の際に、予算の数字をきめる際に、嚴重に実情に合った査定がなされるべきである。そのほかに重点をおいて濫りに繰越明許等のごときものを設けるべきでない、こゝういふふうにごろごろすることを要望いたしまして賛成いたします。

○成瀬權治君 社会党の第四座室でございますが、私のほうはこれは反対でございます。東委員のほうから修正案が出て、これに対していろいろの意見を開陳され、或いは一つの法案まで用意されておつたわけでございますが、さういふふうな趣旨における、即ち積雪寒冷地帯におけるところの、私たちが繰越しといふようなことにつきましては、確かにさういふ考慮をすべきであるといふことについては、実は了承するわけでございますけれども、併しそれを掲げることによつて、とかく会計検査院の指摘しておること、予算の執行においてはとかくの疑念が私たちに持たれると思つて、今度こゝういふことを又やれば、ずる／＼と國の予算といふものがだらしない使われるといふ点が一つの心配の点でございます。それからもう一つは保安庁関係など、いわゆる軍事関係、この「準」は準ずるの「準」でございますが、さういふ予算も、このことによつて今後大いにやられて行くのではないかと。単に保安庁長官が必要である、そして大蔵大臣が承認を与えれば、さういふものも

今後だらしない行われれば、いやいやかといふような点を非常に心配いたしました。積雪寒冷地帯のそれらの点については、十分考慮すると共に、こゝういふようなことになれば、私は財政法そのものがおかしいものぢやないかといふふうにごろごろして、反対するものでございませぬ。

○平林太一君 私は本法案に対して反対の意を表明するものであります。その理由とするところは極めて明瞭である。すでに於て本月二十三日に本院の内閣に対する警告決議案、これが議決されておる。而もこの内容にいろいろものは、今回の吉田首相を中心とする吉田内閣の行爲が、他の事柄とは違ひ、政策の失敗でありますとか、政策の行詰りであるといふふうなことは、これはそれ／＼と検討する余地がある。問題の議論もおのづからこの範圍が廣範囲に展開されて行くのであるが、曾つて明治時代以来、空前絶後のいわゆる疑獄、汚職、この問題に對していわゆる善処を議決した。この善処を議決したといふことは速かにやむべし、辭職すべし、こゝういふことの極めて明瞭なる決議案である。従つて今日までもさういふことに対しては、さういふことを申上げることに煩悩を避けますが、歴代内閣といふものが、必ずこれに對しては従順なる態度を以て辭職をいたしております。當時におきましては、総理及び各大臣といふものは天皇の親任によつてやつたわけである。だから総理大臣も各大臣も同等の地位において天皇の親任を受けておる。併しこゝういふことができた以上は、むしろその当時の時代におきまして、天皇自体が、その親任の不明を謝して、そ

第五号 昭和二十九年四月二十七日 【参議院】

うして辞職を行わしめたのであります。天皇御自体においても……。然るに今日の民主政治議会におきまして、これが逆に、なお且つかような決議が本院において行われても、なんらの措置を取らない。こういうことになりまして、これは立法権というものが行政権に支配されてしまふということになる。容勿ならざるこれは問題であります。容勿ならざるならば、当然本月の二十三日以降の議案というものに対してはびし／＼とこれは否決して行かなければならぬ。委員会が若し開催されて行きますれば否決して行かなければならぬ、そうして我々としては信任せざる政府の提出したそのことに對しては、否決して、そうして政府をしてこの行政の運行を停止せしめるといふことで、これはなければならぬわけでありませぬ。本院の議院制度としては、これは重大なる岐路に立っている問題なんですから、これは審議することはよろしいでせう。よろしいでせうが、これを成立せしめて行くといふことは、これはみずから参議院の制度そのものをこわして行くといふことになる。それでは国家のために困ることは当然であります。従いまして、この法案に對しましては賛成することができない。反對して、否決して、そうして進んで政府が善処することを望む。大蔵大臣も先刻も話されましたが、自分一個の所存ではできないと、これは無理かみかんであります。これは無理かみかんであります。これは無理かみかんであります。当然一大臣が総理と意見の相違が出て辞職するといふことになつた場合は、これは一運托生であります。総理大臣の地位を保つ

ことができない、一大臣がいわゆる辞職したといふことになると……。今日は大蔵大臣が大臣を指名したものでありますから、そういうことができないのであります。そういう御苦衷が私は小笠原大蔵大臣にもあると思ふのであります。それでありませぬから、その点は我々がそれをとりなしてやる以外にないのであります。だから私は本法案に對しましては、次々の議案に對しては、それ／＼私どもの意を表明しますが、これは単なる一法案のものを処理するといふことよりも、いわゆる行政権と立法権の問題をここで明確にするといふことが、先づ以て重大なる問題である。立法権があつて初めから我々はこれを審議するといふことなどでありませぬ。でありますから、私としては本法案には強く反對の意を表明し、進んで当院の議決に對して、政府が昨日も緒方副総理が離れて御趣意に副いますと言ふのですから、謹んで御趣意に副いますと言ふことは、不信認を承知いたしましたといふことなどでなければ、これを形の上に見わすといふことでは承知したいといふ意味において、本案に反對するものであります。〔了解と解と呼ぶ者あり〕

要がある、このことを付加して賛成の意を表します。
○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありませぬが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めませぬ。
それではこれより採決に入ります。財政法等の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
多数意見者署名
堀本 謙三 三木與吉郎
藤野 繁雄 東 隆
白井 勇 土田国太郎
木内 四郎 前田 久吉
岡崎 眞一 小林 政夫

○委員長(大矢半次郎君) 次に国民金融公庫が行ふ恩給担保金融に関する法律案について御質疑ありませんか。
○成瀬權治君 一言だけ大蔵大臣にお伺ひいたしますが、国民金融公庫の支所が、大体大蔵大臣も愛知県ですが、愛知県などに例をとりますと、名古屋に一つある。そこでこれを利用する人たちが非常に名古屋の周辺のかたといふやうに地域がおのずから限定されておる。申込をいたしましたし、調査をせなければ、なかく貸してもらえない。あなたのような幡豆郡のほうから、具体的に申しますと、申込まされだけの旅費というものが非常に制限されておりましたから、まあ一日行つて調査するだけのために、そして出掛ける行くといふのが実情なんです。ですから、こういうものに対して何とか打開策、これは非常に国民から感謝されておるのですから、その感謝されるものが均等に互るような処置というものに対しては、もう少し支所を殖やすといふことになるかと、又非常に問題になると思ひますが、貸出のほうは簡単に信用金融公庫などでやつておられますので、調査のほうも何かこれに對してやつて行けるとか、何とか便法を圖りまして、均等に恩恵に与られるような法律といふものを御検討になつて、或いは今後やつて行かうといふ御意思があるのかどうか。
○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は年々支所を殖やしつゝありまして、昨年も三方所たしか殖やしたことは御承知の通り。そのほかに地方の信用金庫とか、ああいうものを、それ／＼代理店にも使つておられますので、近くの代理店で貸出を受ける途が開かれるかと存じますが、できるだけ皆の御要求に應ずるような工商に持つて参りたいと思ひますが、ただ支所を各地に作る、全国的に申しますと、それは相当旅費その他のものも出ると思ひますので、やはり成るべく代理店等を使つて代理貸をやつて、その資金が均等に行くように図りたい、こういうふうに考へております。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

○成瀬權治君 軍人恩給の担保の問題ですが、これは二十三億予算に計上するわけですが、これは大体私は申込件数に對して貸出される件数というものは非常に少ないものじゃないか。まあどのくらいのパーセントになるか、私は調査を突はしてはいないわけですが、やはり二十三億では少し足りないんじゃないか。ちよつとこの間聞いたときに、十件に對して一件くらいしか貸してもらえないといふようなことも、私は聞いておるのであります。これは私は調査した数字ではございませんが、私は、正確に申上げるわけには行かないわけですが、これもやはりいろいろふうな恩恵に浴することができたといつても、それが仮に十人に一人といふうなものであつては、やはりどうも今日聞いてみますと、支所長などに聞いてみますと、同じ条件である片方のほうの金を貸すような場合には、事業形体とかいろいろ／＼なものを調べてやるだけども、恩給の場合にはすべて条件が一緒であるから、くじ引きで貸さなければならぬといふようなことを言つておられる。私はくじに當る当らんとくじに當ればいいが、當らない場合にはそれがために自殺しなければならぬといふことになる、これは命のくじ引きをするようなことになつては大変だ。これに對してどんなふうにお考えになりますか、承つておきます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

○國務大臣(小笠原三九郎君) これはまあ私どものほうも一応調べて見たのであります。それで五万人貸にせば、平均すると、二十三億ですから四万六千円ですが、貸出されることにならぬ。これは勿論十分ではありません。そ

れでまあ今後ともこの金額は、実情に連れて、今年やつてみてこれは初年度です。また実は恩給証書がなか／＼行き渡つておりません。これは非常に何かもつと簡単な方法はないかとこの間も言つたのですが、非常に遅れております。従つて本年の模様を見まして、店開き早々の年ですから、大体これぐらいでいいと思ひますが、特に足らんようでございますれば、来年度で以て相当増額することにいたしました、かように考へております。

○成瀬幡治君 私も大臣が善処するといふその言葉を信用しまして質問を打切ることにはいたしません。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林太一君 本案に對しまして反対の意を表します。重大な問題です。吉田君という総理大臣、これは曾つて昨年頃だと記憶いたしますが、スキヤンダルなしということを豪語した人物なんです。予算委員会等におきまして質疑に答へまして、例えば当時四日市燃料廠の問題でありますとか、只見川の問題等について質疑が出た。そのときに質問に對してスキヤンダル断してなしたと言つたところが、造船、いわゆる陸運、海運等の、又庶民金融機關等に關連した政府のスキヤンダルが出て来た。そうすると、これが国会において

追及をいたしました。すると、吉田君、同君はですね。それは檢察庁に任しておけ。檢察庁のいわゆる正否の議論が決定したときに善処するのだとこう言つておる。ところが今度は檢察庁において正否の議論が決定して、自由党の幹事長である佐藤榮作、これは刑事被告人です。これを逮捕しようとしたところが、いわゆる指揮権發動といふことをして、これを拒否した。これに對して緊急質疑において、その何を確めましたところ、いわゆる法律的暴力もあえて辞せない、こういうことである。こういう人物です、吉田茂といふ総理大臣が、これは実に古今未曾有の態度だ。この吉田総理大臣が出した法案、国民金融公庫法案といふものは、内容に對しましては、私は、先刻大蔵大臣と質疑をいたしておりますから、それによつて明らかであります。内容自体に對しましては、私の所信というものは明らかである。併しこれは恐らく昔のような天皇の信任による大臣でありますならば、私は善良なる小笠原大蔵大臣は、辞任せられておつたと思ひます。そうすれば吉田内閣といふものは崩壊しなくちやならん、一蓮托生で……ところがそういうことができないといふことは、測數するところ、測源するところ、この法律といふものは、吉田内閣総理大臣がこれを出した法律案である。それで身動きがとれないといふわけだ、内閣は……その吉田個人が、もう如何なることに對しても、どういふその事態が出て来ても、殊に本院において速やかに辞むべしといふことの意味を含んだ決議案を出しても、これは辞めな

い。それでまだ外遊をしようといふよ

うな、外遊をして本人はまあ私の観測では、恐らく吉田といふような人は自己一身、保身のためには、殊によるとアメリカあたりへ亡命しちやつて、金をたくさん持つて行つて、そうして辭めるときには、こつちはもうあとと野となれ、山となれといふような人物ではないかといふような危険を、私は国民のために慮るもの切実なるものがある。これは当時の東条内閣総理大臣の時代においてもよくわかることなんでしょう。だからここで国会が、つまり禪を緊めて、一個人の吉田総理大臣、一、吉田茂、このために全国が掻き廻されるような事態をみす／＼打ち捨てておくといふことは、私は議員の一員としてさういふことはできない。

併し先方がいふゆるこの権力、或いは職權を通じてそれを進行といふこと、それに対する処置はないわけなんです。我々においてこれを処置するといふことは、要するにこの法案の審議とおとるところは、法案の審議、議決を求めるのだと言つておることは、法案の審議、議決が通つてしまえば、もう国会は閉会されるのですから、あとは向うが自由奔放、日本中に、これも吉田その人以外にこの自由といふものが広大に許された者はない。これはどんなことをしてもいたし方がないのである。であるから、国会開会中において、我々としては責務を忠実に履行しなければならぬ。吉田個人が倒れたことによつて、我が国の行政機構が崩壊するものではない。微動だもいたしません。内閣も次の内閣が出る。そうして行政のいわゆる現状といふものは、そのままつまり事務的な行政といふも

のが残つておるので、何らの痛痒はないわけなんです。ところが吉田を生かしてこのままにしておけば、今日のこの疑獄、汚職といふ事件が天下、いわゆる国民に滔々として……、大蔵省あたりは今申した通り金を出すだけです。ところがこれはつまり事業官庁、いわゆる建設省でありますとか、郵政省といふような事業官庁になつたら、このものは、数十億、数百億といふものを使うのですから、活殺自在なんです。このことはさういふことが放置されておきますれば、行政の官庁といふものは、いわゆる予算の現金の執行といふことに當つて、どういふことをするか、又今日までの性格においても、これは極めてよくわかるわけなんです。由々しい問題。従つて全國民の人心といふものは、さういふような汚職疑獄といふようなものは、もう当然これは行われるべきものだ、それ／＼の職分分野において、これが進行し、潜在して行われて行くといふことになれば、重大なるこれは政治の混迷であります。だからこれはさういふことを、國民の目付役として、我々はこゝへ出ておる。だからさういふものが出て来たときには、いわゆる慨然立つてこれが肅正の責を挙げなければならぬ。さういふ問題に對して左顧右眈し、躊躇逡巡しておるといふことは、事を挙げる所以ではない。これを議決して行くといふことは、さういふことを、事を挙げて行くといふことをしなすんで、さういふことを行くといふことになる。かような馬鹿々々しきことが今日の世にあり得べきものではないのです。これは我々が与えられた権限、これは暴

力的な法律の暴力、法律的には暴力と

思ひますが、敢えてするのだと言つて豪語しております。我々は審議の上において暴力ではない。これはかような一個人の吉田そのものの存在、吉田そのものの性格が、かようなものを、この法律を提出しておるので、これは小笠原大蔵大臣が出しておるのであれば、私は別個なんです、考え方が……、吉田と、いわゆる小笠原といふ両君を比較して、私はその点は常識的によく判断ができる。併し今日の吉田といふ人のあの言動、行為といふものを見ますれば、これはもう断固としてこの際国会としては速やかに彼を処置する、総理大臣の地位から退かせる、貶すといふことである。併し我々のほうにおいては国会法においてこれを成規の上に行ふべき何がない。せめてもさういふことに對しまして、この間の決議案をいたしたのであります。併しこの決議案に對しては、従来の内閣は、このことに対して恭順の意を表して、又二度の政權を担当する時期ありとの取りあへずの処置として、これは辞したわけでありまして、それをなお且ついたさない、さういふわけでありまして、さういふ私は意味におきまして、それをいたさなければならぬ。それを我がほうで処置して行くといふことは、これは一つ／＼否決して、そして議案が通らなければ、政府としてはこれは当然行詰らざるを得ないわけなんです。法案といふものを何でも本院に流しておきます。併しながらこの法案を次々に処置して行くといふことによつて、それを行為の上に見現わして行くといふわけなんです。

いふわけなんです。

ただ私が誤解のないようにこの際申上げておきたいことは、こういうことは、つまり国家大局の上からということとを、よくまあ弁護いたしておりました、国家大局の上で、こういうこともあえていたさなくちやならんのだ、この間加藤というおいはれた法務大臣がこれを弁護しておりましたが、ところが大局の上にはこれは何らの影響がない。吉田首相というものを退陣せしむるということによつて、我が国の行政機構がそれによつて一時空白するとか、或いは崩壊するとかということでは大局に影響があるが、そういうことは毫末もありません。今日我々が関係しているこの大蔵委員会においても、極めて優秀なる大蔵官制といふものは、敵手として国家のこの行政行為というものはちやんとこれは行なつておる。そういう私は意味におきまして、本案に対しては断乎としてこれに反対するものである。その理由は、今申上げた通り、一に総理大臣、吉田茂君の退陣を求めるといふ意味におきまして、反対の意を表するのであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありすが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員(大矢半次郎君) 多数であり

○委員(大矢半次郎君) 多数であり

○委員(大矢半次郎君) 多数であり

○委員(大矢半次郎君) 多数であり

○委員(大矢半次郎君) 多数であり

ます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手続は、前例により、委員長に御一任を願いたいと存じます。

○小林政夫君 委員長、先ほどの法案審議の際に、私は非常にいい大蔵大臣の言明を得たと思ひます。中小企業金融の需給計画、日本全体について。次回の国会までには一応の成案を得るべく作業を進める、こういうことでありますから、その点は特に委員長報告に織込んで下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 承つておきます。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名
堀木 謙三 三木與吉郎
藤野 繁雄 東 隆
白井 勇 前田 久吉
木内 四郎 小林 政夫
岡崎 眞一 成瀬 幡治
山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に特別調査資金設置令等の一部を改正する法律案について、質疑ありませんか。ちよつと速記をやめて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) それでは速記を始め下さい。

他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

て賛成することに否かでない。併しな
がら今日の場合におきましては、吉田
君の提出の法律案に、今日只今の現状
におきましては、この議案に対して反
對せざるを得ないということ、私は
表明する、極めて理由としては簡単に
これは申上げるわけでありするが、
この理由によりまして本案に反対した
すものであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言
もないようですが、討論を終局
したものと認めて御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより採決に
入ります。特別調達資金設置令等の
一部を改正する法律案を原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大矢半次郎君) 多数であり
ます。よつて本案は原案通り可決すべ
きものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員
長に御一任願いたいと存じます。
それから多数意見者の御署名を願ひ
ます。

多数意見者署名
堀木 謙三 三木典吉郎
藤野 繁雄 前田 久吉
白井 勇 山本 米治
木内 四郎 小林 政夫
岡崎 眞一

○委員長(大矢半次郎君) 次に国有林
野事業特別会計法の一部を改正する法
律案を議題といたします。内容説明を
聴取いたします。

○政府委員(佐藤一郎君) 特別会計の
概略だけ私から説明しまして後から柴
田長官から……。

○委員長(大矢半次郎君) それでは主
計局長務課長。

○政府委員(佐藤一郎君) 本案の概略
を御説明申し上げます。
今回の改正は大別いたしました二点
ございます。その一番重要な点は、御承
知のように、保安林整備臨時措置法と
いうものによりまして、いわゆる従来
この国有林特別会計が、国有林の維持
経営を図り、立木を伐採しましてそれ
を売却して経営をいたしておつたとい
う、いわゆる主として経営的な性格で
ありまして、更に治山治水事業の一端
を背負わさせるといふ見地から保安林
等を買入れまして、そうしてこの会計に
おいてその維持を図り、延いてはい
わゆる水源涵養その他の治山治水事業
の目的に資したいという大きな一つの
政策に立ちまして、この特別会計にお
きまして、そうした治山治水の目的の
ために一定の山林等を買入れることが
できるといふような措置をいたしたわ
けであります。そのために必要な、
この特別会計法の改正をしていくわけ
であります。

それからもう一点はこの特別会計の
いわゆる利益金の処分でございますが、
従来原則といたしましては、一定
の金額を予算によりまして森林維持
のために利益金の一部を積立すること
ができる、いわゆる基金に入れるこ
とができる、こういうことにはいたしま
して、そうしてその残りはすべて一般
会計に納付する、こういうことが原則
になっておりました。但しこの原則は
附則において実際は動かぬことにな

つておりまして、当分の間は一般会計
に予算で繰入れたもののほかは、全部
損失補てんの積立金として積立てる、
こういう附則が当分の間とついでにお
りまして、従つて実際の利益金はすべて
殆んど欠損のいわゆる損失補てんの積
立金になっておりました。そういう金
額が百六十億ですか、百七十億の巨額
に上つて今日に参つております。その
従来附則と原則とを一本にいたしま
して、この際はつきりとした制度的な
ものにいたしたいということで、今回
の改正におきましては、いわゆる損益
計算上の利益金が出まして、而もなお
それが剰余金として残つております場
合には、森林資源の維持のための基金
とも繰入れることができるし、又予算
によつて一般会計へ繰入れることもで
きるということにいたし、そうして更
にその残りはこれを欠損の積立金に従
来のように積立てるといふふうには、
いわゆる従来附則に入つておりました
事柄を本則に改める、そうして従来
の附則もこれを取入れる、こういうよう
な意味の処理の方法を、さういふよう
なわけでありまして、それに基きまし
て本年いわゆる三十億の治山治水のた
め事業を、この特別会計から支出いた
しまして、山林等の買入れを行なう、
こういう予算がすでに議決になつてい
るわけでありまして。

○政府委員(柴田栄君) 只今大蔵省の
総務課長から御説明申上げた通りの理
由によりまして、この度国有林野事業
特別会計法の一部改正をお願いいた
して、次第でございますが、元來こ
の特別会計は主たる収入財源は林産物
の売却収入によつて計上いたして
ございまして、林産物の売却は

市価によりまして売却するという非常に
不安定な基礎に立っている。従いまし
て従来本特別会計の経過を見ますと、
昭和二十二年から特別会計が発
足いたしました、当時は木材、薪炭と
も統制が行なわれておりました、価格
に關しまして、統制下にありまし
て、而も本会計の狙いといつたします
ところは森林資源の維持培養によりま
して、一面におきましては林産物の生
産確保、需給の調整、併せて国土保全
という二つの目的を以つて出発いたし
ておりましたので、現在蓄積から生ま
れます成長量が伐採の基準とし、更
に伐採後のあとの造林によりまして
資源の維持をいたす、かようにいたし
まして保続経営いたすという建前にな
つておりました関係上、収支のバラ
ンがとれない場合におきまして、増
伐によつてこれを補うということは一
切しない建前になつておりました関係
上、ここに経済事情によりまして市況
の変動に備へまして、保続作業を行
うための一定の基金が是非必要である
という点が、一つ本会計といたしまし
ては非常に大きな特色として要請され
ると思われのであります。特別会計発
足以来、先ほども申し上げましたよう
に、政府の財源が価格の統制のために
極めて困難な経過を辿りまして、昭和
二十二年度及び二十三年度におきま
しては、事業施設をいたさなければな
らないために、それら八億九千万
円、十四億六千六百万円という長期借
入金によりましてこれを処理いたしま
した。更に二十五年度におきましては、米
国の対日援助見返資金特別会計より三
十億円の繰入れを受けまして、事業施
設、或いは造林費等に充てて参つたと

いう経過があるのでございまして、幸い
に二十五年の一月に木材の統制が撤廃
され、三月には新炭の統制が撤廃せら
れました、その後国有林材の特性から
いたしまして、価値相当の評価を以て売
払いが可能になるということ、丁度
二十六年の秋頃から朝鮮ブームの影響
によりまして、林産物価格の予期以上
の高騰がございまして、ここに漸く
赤字会計を脱出したしまして、その後
赤字会計を経過を辿つて、先ほどお話
のありましたように、二十七年末に
おきまして、本特別会計の損益計算上の
利益累計が百六十一億七千八百余万円
ということに相成つたのでございま
す。ここに新しく治山治水の基本対
策要綱に基きまして我が国の保安林整
備の一環といたしまして、重要水域の
水源地帯の重要な保安林、国土保全の
ための保安林を的確に施業いたします
るために、現在目標といたしておりま
すのは、これら重要水域、水源地帯
の整備後におきます保安林見込百十一
万余町歩に對しまして、ほぼ半分に近
い五十万町歩程度を国有林の予算を以
ちましてこれを買上げ、これに国土保
全のための施設を行うという制度が確
立いたしましたことになりましたので、これ
らは従来独立採算制によりまして国有
林野経営とは少し性格を異にいたし
まして、主として公益性のために投資
を主体とするという建前上、現在にお
きましては国有林の基金の一部充當
いたしまして、これを買上げ或いは事業
を実施することが可能でございます

が、計画的に買上げ事業を実施いた
します場合には相当長期を要する。將
来においてこれを実施するためには、
国有林の経営の根本を紊すという危険

を要する。將來においてこれを実施するためには、
国有林の経営の根本を紊すという危険

を要する。將來においてこれを実施するためには、
国有林の経営の根本を紊すという危険

が出て来る。これらを考えまして、公共、公益性的のための投資に對しましては、予算の定むるところによりまして、必要によりまして一般会計から繰入れを見て、これが計画的実施をも國有林において行い、こういうことを明確にいたしまして、この重要政策の計画的な実現を國有林野事業において実施いたしたいと、かような考え方から本改正法案の御審議をお願いしておる次第でございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を行います。○白井勇君 大蔵事務当局にお伺いしますが、私は日本の今の山林行政というものは、まあ相当考慮を要する時期ではないかと、こう考えておるんですけれども、昔でありますれば、山林資源を伐り出したり、それによつて相当まあ國の財源を見込むというふうなことも考えられると思うのであります。終戦後、殊に最近の引続きまするいろ／＼な災害關係を考へてみまするといふと、これはこの特別会計にありまされるように、この一條を見ますと、「國有林野事業を企業的に運営し」という言葉がありますが、こういうふうな考え方で國有林野事業を運営する段階はもうすでにすぎ去つておるのであつて、むしろこれからは國のこの林産事業の需給關係でありますとか、もつと治水關係の問題、更に国土保全のよくな大目目標の下にですね、山林事業にできるだけ投資をして行かなければならぬ段階ではなからうか。ただこれは今のよくな國の財政状態にありますから、そういうことを目論見まして、或る

財政上からの一つの制限を受けるのだというところはあり得ると思ひますが、できるだけここにまあ今申しましたよくな考え方で投資をして行くという段階ではないかと思ひますが、大蔵事務當局におきましては、この特別会計というものを設定されまして、どういふよくな考え方で今運営をされて行きますか、お考えでありますか、他の専攻事業のようにやはり特別会計を設けて、それによつて或る程度の國の財源を組んで行くというふうな考え方は、やはりさういふものであるかということを一言お伺いしたいのであります。

○政府委員(佐藤一郎君) 只今お話をいたしましたように、國有林野の特別会計につきましては、勿論その經營という観点も重要でございますが、すでに現在の制度におきましても、国土保全の見地を併せて十分考慮するといふ建前になつております。私どもといたしましては最近の災害の問題もございまして、今回のいわゆる保安林の整備のための臨時措置も又やはりさうした一つの考へに基きまして、従来保安林の整備がとかく十分でなかつた点を考へてやつておるわけでありまして、結局國有林は我が國の山林面積の中の重要部分でございまして、勿論これについても同様の考へ方に立つてこれを經營いたさなければ、如何に災害等についても後始末にばかり心配いたしましては勿論いかんわけでございます。今回の改正におきましては、従来の特別会計法といは、森林資源の基金に繰入れました分はすべてこれを一般会計へ召上げる、こういう原則になつておりましたが、それを改め

まして、勿論森林資源の基金に入れ、又場合によつては一般会計に財源をもちょうこともございまして、残り本則を打立ててございまして、又今回の事業において、國有林に非常な無理をおかけするということは我々の欲せざるところでございまして、必要な金額は一般会計からいづつでも予算によつてこれを補うことができる、さういふ途を開くための条文を設定してございまして、只今もおつしやいますよくな点を十分考慮して、今後も運営すべきである、さう考へております。

○白井勇君 よくわかりましたが、只今のような御趣旨であり、それから従来も先ほどお話がありましたように、一応剰余金が出ますれば、これはまあ國の山林行政にいたしまして剰余金が出るという經營は、これは朝鮮ブームのような、ああいう特殊な事態がなければ剰余金がたくさん出るというよくな運営の仕方というものは、これは必ずしも適當ではないという私は考へ方を持つております。従来剰余金が出ますれば、それを積立金とする。残りがありません、これは全部まあ今お話のように一般会計に繰入されておつたというふうな原則であつたわけでございます。そこで今度改正の十二條の点ですが、その増強のための基金ですね、「森林基金の組入又は一般会計」、この「又は」といふことですが、これは法律的にいろ／＼解釈があるようですが、今のよくな御趣旨、従来の経過からみて、これは要しますに大体森林基金にしてしまふのだ、極く例外的な年には、これは一般会計に入れることもあ

るのだというふうなこれは解して差支えないのですか。○政府委員(佐藤一郎君) 私どもも考へ方としては大体さういふ御趣旨の通りであります。従来からいへば、決算の意味の剰余金というものは繰入れたことはございせん。ただ非常に金額等が、剰余金が多くなりまして目立つたような場合に、一方において一般会計の予算編成と睨み合せて予算上の繰入を、例えば二十八年度にやつて頂きましては、これはございまして、一般としては殆んどないものであります。でありますからして、さういふ途を開いておきたい、さういふ考へ方でありま

す。○白井勇君 さういふ考へ方でありまが、さういふとあれですか、この「又は」は年によつてどつちか一方ということであつて、而もその大部分のものは積立金である、大部分の年においてはですね、さういふふうな解してよろしいのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) まあこれは将来の予算措置の問題でございまして、どうなるかといふことを具体的に申上げられませんが、大きな方針をいたしましては、さういふよくな現状でございまして、相当額の積立金を持つていきたいと思います。まあその積立金が今度非常に巨額になつた場合等に、一般会計に多少繰入れてもらつていふ場合があるかも知れません。さういふよくな大体考へ方でありまして、○木内四郎君 今の白井さんの言われるのは、この「又は」といふのは、「及び」といふ意味なんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) それはできません。勿論按分して、或る一年に全部繰入もやるとは限りません。○白井勇君 さういふと、私は多少な感じがするのです。と申しますことは、従来ははつきりと、とにかく剰余金が出ますれば、一応積立金は優先なんです。ただ残ればこれは一般会計に繰入れなければならぬという縛り方があつたわけですが、今回のよくな「又は」といふのは「及び」も含む意味合だということになります。これはその時の都合によつて如何にもこの御趣旨から見ました御趣旨とも違ひます。従来は経過から見ても、これは却つて改悪になるよくな結果になりはせんかと思ひますが……。

○政府委員(佐藤一郎君) その点は御心配はないと思ひます。従来は規定を御覧になりまして、例へばいづれが優先するとかどうとかいふよくな規定になつておるわけはありませぬ。而も實際は本文は従来は死んでおりました。附則によつて動いておつた実情でございまして、これも自分の間という前提で動いておつたのであります。従来

の必ず積立を真先にやつて、それから

から、積立金は優先であつたわけです。

○白井勇君 従来は順序がありました

から、積立金は優先であつたわけです。

一般会計に入れるというふうな、その点の表現は、そういうふうにはつきりいたしておりません。それから又実際取扱いとして、やはりその時の実情に応じてやっておりますので、その点は従来のものから見て改悪であるということとは申上げられないと思ひます。むしろ全体としては、表現的に見ましても、森林資源維持のための基金に積立て得る途を大きく取上げて行くという気持で、この改正を行なつておるわけでありませう。

○白井勇君 これは今のお話ですけれども、原則としては十二条と十三条の關係はつきり、やはり積立というものを優先されておるわけですね。それから附則で今のようなお話であつたわけですが、これは従来の恰好からいいますれば、別途の損失補填の積立をしておつたわけです。積立金というものはどこまでも優先しておつて、一般会計の繰入というものは、その積立の次の段階にあるというふうには私は解釈しているのですが、さうでないですか。

○政府委員(柴田栄君) 今御懸念のような点もあるかと思ひますが、私どもといたしましては、今回の改正によりまして、従来十二条におきましては、剰余の出た場合においては一般会計に繰入れなければならないという規定をされておつたのでございませうが、今回の改正では繰入れることができるというふうな非常に緩和して頂いておる。これは実情に應じて従来も一般会計の予算編成の際に十分御相談をいたしまして、只今大蔵省から御説明のありましたような趣旨で、本特別会計としては不安なく実施いたして参つておりますが、今後今回の改正によりまして、十分御相談をいたしまして、本特別会計の予算の編成、或いは運営に支障がないというふうな了解をたしてありますことを御了承願ひたいのであります。ただ従来一般会計に繰入れる原則を、附則におきまして、当分の間損失補填の積立をするというところをいたして参りましたが、先刻も申上げました通り、非常に経済界の好転によりまして予期以上に積立金が膨脹いたして参りますので、この際それ以上これを確保する必要はないので、もう少し明確な目的を以てこれを活用すべきである。かような考え方を以て今回の改正が行われておるといふ点も御了承願ひたいと思つております。

○小林政夫君 今回の説明で大體了承できたのですが、これは一体大蔵、農林両当局から考へて、大蔵省当局のほうで譲歩をしたことになると思ふのですが、目的税的なんですか、一応従来ならば一般会計へ繰入れて……。それが森林基金としてびしやつときめるといふこと、その点はどうなつておるか。

○政府委員(佐藤一郎君) どうも御趣旨が非常にデリケートでわからん点があるのですが、別に譲歩と言ひませうか、大蔵省といたしましては言わば非常に厄介な問題を、ごつくばらん申しますと、国有林に背負つて頂いたことになつたわけですね。今までは国有林の材木を伐つて売つておれば済んだわけですが、ここで以て保安林というふうなものを買入れまして、それを維持し、さうして従来民間が維持していた以上に立派にこれを維持して、従つてそれによつて大きな水源関与と言ひ

か、治山治水の面倒な仕事を一面かぶつて頂くわけでありませう。それで会計の經理のしかたにもよるのであります。従来におきまして、一面において国有林の施設等が少しづつ、さういふえすやけり崩壊しておる。さういふような点で、或いは十分手が入つていかなかつた点もあるかと思ふのであります。何と申しましても、只今のようになあいう森林の状況でございませうからして、国有林につきましても、或る程度積立金を持つて頂いて、十分に基礎的な意味の基礎的な部分をいわゆる荒廃させることなく維持していかなければならぬわけでありませう。さういふ意味から言へば、期せずして従来もこの条文、森林資源維持のための基金は設けるという規定はあつたのであります。が、実際の經理の処理といたしましては、これを予算で定めた枠内で、全部森林基金でなくて全部補填の積立金という形になつておつたわけでありませう。それが百六、七十億も貯つて参つたわけでありませうからして、現状においても、将来それを森林基金とすべき目的づけられた積立金として行くという事は、さう無理でもございませう。大蔵省としても極めて当然のことである、さういふ考へ方で国有林のほうの御意見も参酌したわけでありませう。

○小林政夫君 さうすると、従来一般会計へ繰入れられておる、例えば二十八年年度には一般会計へ繰入れられておるか。

○政府委員(柴田栄君) 二十八年度予算におきまして三十二億繰入れておる。

○小林政夫君 一般会計へ繰入れたわけですね、この森林特別会計から……。今度これは調べればわかるので、二十八年度はどうか、二十九年度はどうか、この關係は……。

○政府委員(柴田栄君) 二十九年度におきましては、一般会計へ繰入れは実一文もございませぬ。

○小林政夫君 だから今申上げたように、財政当局から言つると、二十八年度は三十二億というものが一般財源として確保された。今度これを森林基金としてさういふに釘づけになることは、この事柄のよし悪しを言つておるわけではないのです。財政原則を言つておるもので、大いに治山治水はやらなければならぬ、保安林は守つてもらわなければならぬ、ということに思つておるのです。併し財政の弾力的運用から考へると、それだけの金は釘づけにしたというふうな了解していいのじやないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 實は過去の二十八年度に繰入れたのは非常に剰余金が殖えて参つたわけです。さういふ關係から財源に頂いたわけでありませうが、二十八年度以前には頂いておらないのであります。二十八年初めてこれだけの金額を頂いたわけでありませう。それから今回は一般会計へ繰入れはございませぬけれども、その代りということでもないので、先ほどのいふゆる保安林整備、このために三十億、この会計がいわば出しておるわけです。それで三十億は本来一般会計負担のものがどうかという問題もあるわけでありませうが、一般会計からは只今のところはそれのための繰入れはいたさないわけでありませう。それは申上

げましたように、剰余金が百億以上ありますので、さういふような意味で三十億の治山治水のための事業、いわば投資的な事業であります。さういふものは差当つては国有林のほうで自前で以てやつて頂く、さういふことにはしてあります。私どものほうにいたしましては、勿論予算の編成或いはその他るときにおいて、できるだけ注意をいたしておりまして、小林さんがおつしやいまして意味の、ただ徒らに金を獲かすということではできるだけ避けて行くのが当然だと考へております。本年はさういふ意味で三十億円治山治水のために出しておるのであります。

○小林政夫君 私ちよつと席をはずしたものですから、すでに説明があつたかと思つておるのですが、さういふ割合でこれはやるのですか。今白井さんから多少質問があつたのですけれども、森林基金は幾ら、損失準備金としてどの程度、一般会計へはどうか、さういふ剰余金についてのわけ方と言ひませうか、或いは森林基金として少くとも年間或る程度のもは積立できるのだという含みはあるのですか、ないので。

○政府委員(森永貞一郎君) その基準は只今のところはつきりきめておりませぬ。従来のいふゆる損失積立金が百六十億にも上つておるから、差当つてはそのうちの相当部分を森林基金として積立てる形にいたしますれば、基金自体としても、相当十分な額になるわけでありませう。どの程度の金額にするかは農林省ともよく相談をしなければならぬのであります。それで基金に積立します額は、さういふ

すでに基金として積立てられておる金額も頭におきまして、そうして基金がいかか或いは損失積立金がいかに或いは場合によつて一般会計に入れるかということになるのであります。御承知のように今回のようないわゆる治山治水のために、本来のいわゆる経営的な経費でなくして、治山治水のための特別の投資のための資金というものをこの国有林から或る程度出して頂くわけでありまして、従来の積立ておる部分から相当額を出して頂く点もありませんからして、基金に積立てる額、治山治水に出して頂く額、損失積立金として妥当な金額、こゝろはこゝろの保安林維持の事業と併せて今後そのとき、適当な金額をきめて行く以外にはないだらうと、こゝろ思つております。

○小林政夫君 今やつた場合に、今の、この治山治水事業というものは非常に重要で、十年計画を立ててやろうと、本格的に本年度からやつて行くというとき、現在それについて国が出している資金というのは計画の三分の一くらいしか出ておらない。一見林野庁から見ると、こゝろいうことで、或る程度の基金というものを確保したと、これがあるから大して一般会計のほうで見なくてもいいじゃないかというふうなこともなかりかねないので、折角この基金を設けるなら、又将来の財政需要の関係で、今の話を聞くと、相当一般会計のほうで財源が不足して来ると、是非出してくれというところになると、基金という名前をつけても基金として使えない。こゝろいうことになるので、折角基金としておくなら、少くとも剰余金についての何割とか或いは

最低限度これだけとかというふうなことをきめなければ、設けた趣旨が意味をなさないのじゃないですか。当面は剰余金があるからというふうなことで、どうにか運営上言訳が立つにしても、その場合縛るつもりならば縛るらしくしなければ駄目だと思ひますが、林野庁長官どうですか。

○政府委員(柴田栄君) 基金の一定の目標というものは、当然景気変動等を勘案いたしまして、本特別会計の規模からいたしまして、一定の目標を立てるべきであると私も考えております。また併し明確に大蔵省とも御相談をいたしておりますが、それらの検討をいたしておりますから、いま一つ私どももいたしましては、本特別会計の資産の再評価が非常に遅れておりました関係上、今後の経理目標を立てる場合に、先ず資産の再評価をいたしまして、それから一応の目標を立てるべきであるというふうに考えておりますので、まあ差当りそれほど急激な大さな、今後基金が直ちに積立てられるというふうにも考えませんので、それらを検討して、併せてなるべく早い機会に御相談をいたして参りたい、こゝろいう考えを持っております。

○藤野繁雄君 保安林整備計画は十年で五十万町歩ということですが、その整備計画に必要な金額を基金として積立てられるのですか。その点如何ですか。

○政府委員(柴田栄君) 森林基金として積立てますのは、保安林整備のため基金ではなく、従来の国有林の経営のための森林資源の維持増強のための基金ということで積立てるということになっております。

○藤野繁雄君 そうですと、さつき説明を聞いて見ると、現在の基金に百六十億圓くらいのものがあるから、これ以上に積立てることはどうかというふうなお話のようにですが、一体どのくらいの金額を積立てられる御計画ですか。

○政府委員(柴田栄君) その問題に關しましては、只今小林先生の御質問にお答えいたしましたように、成るべく近い将来におきまして、本特別会計の経理の健全化を図る意味における一定の目標を、見当を立てたいと、こゝろ思つておりますが、現在におきましては、実は特別会計の内容自体をもう少し明確に特急調査いたさなければならぬという点がありますので、近い将来に大蔵当局と御相談をいたしまして、一定の幅を確定したい、こゝろいうふうに考えております。

○藤野繁雄君 これは保安林整備計画のところでは話があつたらうと思つてありますけれども、保安林等の国有林を買上げる場合には、いろいろの問題があるだらうと思つておりますが、その買入価格がどうも所有者の意見と一致しないような場合があるかと仮定された場合、その場合においては、こゝろいうふうな処置をとられるのであります。

○政府委員(柴田栄君) 保安林整備臨時措置法におきます保有保安林買上げは、飽くまでも協議によりまして買上げることにいたしておりますので、勿論私もいたしましては、買上げを公明にいたしまして、而も妥当に、時価を基準として基準を定めるつもりであります。これは中央森林審議会を議を経て決定することになつてお

りますが、それにいたしましたとしても、所有者と相談ができない場合には、これは強制的に買上げるという考え方はございません。ただ強制をいたすという場合は、保安林をいたしまして、森林計画において施業の指定をいたすわけでございます。施業の指定に對しまして、森林所有者がこれを守らないという場合には、森林法の三十八条に基きまして、或いは原状の回復、或いは造林の催告をいたすことになりまして、それがなまお聞かないというため、広域に亘りまして、国土保全上大きな影響があるという場合に、これは保安林整備臨時措置法によりまして、強制の措置をとる。強制はただそれだけを考えている次第でございます。

○藤野繁雄君 国有林が保安林に編入されたために、所有者が若しも今のようないふことで不利益をこうむつたというやうな場合があると仮定しましたならば、その際においては損害の補償は何か考えておられるのですか。

○政府委員(柴田栄君) 森林法におきましても、保安林の施業制限に伴います、森林所有者のこゝろの損害があるのではございません。従来多くこれを適用した例はないのでございますが、今後保安林を整備強化いたして参るといたしましては、量の強化ばかりではなく、内容の施業指定の強化を当然図らなければならぬということになりますので、その際におきましては、特に森林所有者に、そのために損害がかかるというところになる場合には、補償を当然考えなければならぬ。かように考へておりますが、補償の基準は実は非常に複雑多岐に亘りますので、

一応二十九年途中でこれらを調査整備いたしましたとして、三十年以降において補償の問題を解決いたしたい。かように存じます。

○小林政夫君 保安林を買れる場合に、経費の財源に不足するときに限り一般会計から繰入金をする。この不足するときというものは、一体どういふときですか。具体的に数字的に一応……。

○政府委員(柴田栄君) 当該年度の予算編成に当りまして、保安林整備のため国有林買上げの目標は、一応十年間に五十万町歩という目標を立てておられますので、これを実施するためには国有林の予算編成に当りまして、買上げ並びに買上げた保安林に對しまして、保安施設、或いは保安のための事業を行う経費が不足したという場合に、一般会計から繰入れをお願いするところ、こゝろいうことになるわけでございます。それから、特別会計で賄える限りは特別会計で賄い、不足する場合には一般会計から繰入れてでも予算を編成する。こゝろいうことであります。

○小林政夫君 賄える限り賄うという程度ですよ。そのときは剰余金ももう出ない。一剰余金はどの程度まで特別会計で出すのか。剰余金ももう皆無になるといふ、欠損が行くという段階において入れるのか。

○政府委員(柴田栄君) 従来とも国有林の特別会計におきましては、予算において剰余金が見ておられません。決算において剰余金が出たものが損失補填の積立金として、今日百六十二億足らずになつて行くわけでございますので、常に収支はとん／＼で本予算を編成いたしております。その場合に、収

一剰二十九年途中でこれらを調査整備いたしましたとして、三十年以降において補償の問題を解決いたしたい。かように存じます。

○小林政夫君 賄える限り賄うという程度ですよ。そのときは剰余金ももう出ない。一剰余金はどの程度まで特別会計で出すのか。剰余金ももう皆無になるといふ、欠損が行くという段階において入れるのか。

○政府委員(柴田栄君) 従来とも国有林の特別会計におきましては、予算において剰余金が見ておられません。決算において剰余金が出たものが損失補填の積立金として、今日百六十二億足らずになつて行くわけでございますので、常に収支はとん／＼で本予算を編成いたしております。その場合に、収

入を以て買上げ、その他買上げた土地
に對しする事業の行えない場合に、
従来の国有林に對する計画的な事業
が行なへん場合には、基金の活用とい
うような問題も出て参ると存じませ
が、保安林整備のための買入れ並びに
事業の不足については基金を用いない
で、一般会計からの繰入れをお願いす
ると、こゝういふ筋合であります。

○小林政夫君 まあ大体わかつたので
ありますが、その説明で、この会計に
おいては収支とん／＼であつたとい
うことではあります、二十九年予算を
見ると、当時純益十五億四千二百十八
万円、利益は計上されておるのです。
だからこの利益を計上することができ
ない。収支とん／＼までは特別会計で
見るといふことに解していいわけだ
か。

○政府委員(柴田栄君) 損益計算にお
きまして、益金十五億と申しますのは
、土地の、保安林五万町歩買入れに
よりまして十五億の資産増といふこと
を益金に試算いたしておるものでござ
います、余剰金として利益を得ると
いふ問題ではないのでございませぬ。

○小林政夫君 併しこれは貸借対照表
であり、損益計算書であつて、大福帳
的考へかたではないのでしようから、
今の剰余金と純益といふものを分けた
考へかたといふことはちよつとおかし
いと思ひます。勿論剰余金といふもの
が予算に計上されたもの以外の収支
の余りだ、こゝういふふうには言われ
るならば、剰余金はおつしやる通りで
しようが、利益金の実態は山であらうと
森であらうと、要するに、決算をして
見れば、余計損益計算書によつては十
五億四千二百万円といふのはあるので

すから、利益になることになつて
のだから、これも剰余金といふか余
金の一種であることは確かである。そ
れが現金の形ではないかも知れませ
けれども、とにかく積立金にしよう
すれば積立て得る金なんです、経理上
はそれは簿記会計の原則から言つて
当然さうだと思ふのです。

○政府委員(柴田栄君) お説の通り、
積立金の対象には当然なるわけござ
います、歳入歳出の決算におきませ
る剰余金、現金としての剰余金ではな
い、こゝういふことではございませぬ。
損益計算において益金に立てます、収
支の貸借表におきましては収支とん／
＼といふ形で現われておる次第ござ
います。

○小林政夫君 だから併しね、この第
十二條の書きかたも「毎会計年度の損
益計算上利益を生じ、且つ、当該年度
の歳入歳出の決算上剰余金があるとき
は、当該剰余金に相当する金額の範囲
内とする、それでその損益計算上の利
益ではなくして、今の歳入歳出の決算上
の剰余金だけが積立ての対象になる、
こゝういふことですね。

○政府委員(柴田栄君) さようござ
います。
○小林政夫君 わかりました。
○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言
もないようでありませぬが、質疑は終了
したものと認めて御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。
それではこれより討論に入ります。
御意見のあるかたは賛否を明らかにし
てお述べを願ひます。

○平林木一君 内閣総理大臣吉田茂君
の「簡単」と呼ぶ者あり提出による国有
林野事業特別会計法の一部を改正する
法律案、本案に對して反対の意を表明
するものであります。

総理大臣吉田君の今日とつておられ
ます行動に對しまして我が國家の現状
に即して速かなる退陣を過ぐる二十三
日本院はこれを議決いたしました。そ
の表面に現われております言葉とい
いたしましては、内閣に對する警告決
議案と相成つておるのでありますが、
国会法に定められた範囲内におきま
して、本院といたしましてはその形にお
きましてこれを議決いたしましたので
あります。事實におきましては、今日
前日で申上げた通り、吉田君の首相た
ること、速かにこれを退陣せしめる
ことである。せしめなければならぬ
といふことで、これが意思を同君に伝
えるの処置をとつたのであります。今
日依然としてこれに對していわゆる
牽強附會の説をみずから立てて、そ
の処置を今回遅延いたしておる次第で
あります。この上は本院といたしまして
は、鏡意同君の提出する法案に對し
て、これを否決して行くといふこと
が、決議案を具體的の行為の上に、事
實の上に行なつて行くといふことであ
るのであります。殊に今回の決議案の
發生をいたした理由として挙げられて
いるものに對して、法案の審議、議決
を求めることが必要であるから、特に
この檢察庁法に對する暴力的な行為に
まで敢てするなといふのであります。
このことはとりもなおさず、吉田
君の意図しておりますところは、ひ
たすらに自己政權の担当を一日も長ら
えんとするといふこと以外に何らの意

議を生じておられないといふことは極め
て明らかであります。従いまして本院
にいたしましては、私といたしまして
は、この際これらの行為に、吉田君の
意図しておるこの法案の審議に、決
意図しておるこの法案の審議に、決
を求めることに對して議決を拒否する
、否決すること、今日刻下最大
の急務なりと信じて疑わざる次第であ
ります。私はこのことに對して反対の
意を表明するの理由は、いわゆるこれ
ら個々の法案、極めてこれらもそれぞ
れ処置すること重大であります、併
しこれらは國家の一局部一部分におけ
る施策の一端であることは申すまでも
ありません。施策の一端でありませぬ
その法律案を重しとして、この國家全
部の政治の運行に對する吉田内閣総理
大臣の行為を見逃すといふことは、そ
の輕重に對する常識上の判断といふも
のを誤るといふことの極めて明瞭であ
ると信ぜざるを得ませぬ。

故に、本案に對しましては吉田君を
信任せず、従いまして同君の速かなる
退陣を要求する、その意味におきま
して本案に反對の意を表明するもので
あります。
○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言
もないようでありませぬが、討論は終局
したものと認めて御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより採決に
に入ります。
国有林野事業特別会計法の一部を改
正する法律案を衆議院送付原案通り可
決することに賛成のかたの挙手を願
ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であり
ます。よつて本案は原案通り可決する
ことと決定いたしました。
諸般の手續きは、先例によりまして
委員長に御一任願ひます。
それから多数意見者の御署名を求め
ます。

多数意見者署名
山本 米治 藤野 繁雄
小林 政夫 白井 勇
前田 久吉 木内 四郎
東 隆 岡崎 眞一
○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめ
て下さい。

〔速記中止〕
○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ
て下さい。
本日はこれにて散會いたします。
午後四時四十三分散會

四月二十二日本委員会に左の事件を付
託された。(予備審査のための付託は三
月二十二日)
一、金融機関再建整備法の一部を改
正する法律案
一、旧日本占領地域に本店を有する
会社の本邦内にある財産の整理に
関する政令の一部を改正する法律
案
一、閉鎖機関令の一部を改正する法
律案

四月二十三日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。
一、企業再建整備法の一部を改正す
る法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案
企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「乃至第二十六条」を、「第二十五条及び第二十六条」に改める。

第二十条第一項但書を次のように改める。

但し、第二十四条第一項の規定によりその処分又は処分損を仮勘定として経理しなければならぬ資産の処分に関する事項及び命令で定める事項の変更については、認可の申請を要しない。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 第二十六条の二第二項（第二十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請及びその申請に対する認可は、決定整備計画に定める事項のうち当該申請に係る事項の変更についての認可の申請及びその申請に対する認可とみなして、この法律を適用する。

第二十四条中「第二十六条を」第二十五条の二、第二十六条乃至第二十六条の五に、「第四十三条を」第四十条の三第二項、第四十三条、第四十七条の三に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 第二十四条又は前条の規定により仮勘定を設けなければならぬ特別経理株式会社

（以下仮勘定を有する特別経理株式会社という。）は、第二十四条第一項の規定によりその処分又は処分損を当該仮勘定として経理しなければならない資産（決定整備計画の定めるところにより解散した仮勘定を有する特別経理株式会社（以下解散会社という。）については、その他の資産で命令で定める資産以外のものを含む。）の処分及び旧勘定に所屬していた債権（解散会社については、その他の債権で指定時に有していた在外資産に該当する債権以外のものを含む。）の回収を、昭和三十年九月三十日までに完了するように努めなければならない。但し、同日までにその処分又は回収を終ることができない特別の事由がある資産又は債権については、命令の定めるところにより、主務大臣に対し、当該期限の延長の承認を申請することができ。

主務大臣は、前項但書の規定による承認の申請があつた場合において、承認又は不承認の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該特別経理株式会社の特別管理人で会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者（以下旧債権者という。）のうちから選任された者又は当該特別経理株式会社に係る第四十二条の三の規定による旧債権者の代表者（以下仮勘定監理人と総称する。）の意見を聞かなければならない。

特別経理株式会社は、第一項本文に規定する資産については、仮勘定監理人の全員と協議して、その処分見込価格を定めなければならない。

特別経理株式会社は、已むを得ない事由により、前項に規定する資産を同項の規定により定めた処分見込価格に満たない価格で処分しようとするときは、命令で定める場合を除く外、あらかじめ仮勘定監理人の全員の同意を得なければならない。

仮勘定を有する特別経理株式会社が昭和三十年九月三十日（第一項但書に規定する承認を得た場合には、その承認を得た期限）までに第一項に規定する資産の処分又は債権の回収に終らない場合には、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社の特別損失の額を負担した旧債権者（以下特別損失負担旧債権者という。）で、その負担した特別損失の額が合算して第十九条の規定により消滅した債権の総額の百分の五十以上に相当することとなる者のうち、仮勘定監理人（仮勘定監理人が法人の代表者である場合には、その法人）以外の者の同意を得て、当該特別経理株式会社に對し、一月を下らない期間を定めて、当該資産の処分又は当該債権の回収をなすべき旨を催告することができる。但し、仮勘定監理人の負担した特別損失の総額が第十九条の規定により消滅した債権の総額の百分の七十以上に相当する場合には、他の特別損失負担旧債権者の同意を得ることを要しない。

特別経理株式会社が、前項の催告に係る期間を経過したにもかかわらず、なお当該資産の処分又は当該債権の回収を行わない場合には、仮勘定監理人は、当該特別経理株式会社に代り、当該資産の処分又は当該債権の回収のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなすことができる。

特別経理株式会社の仮勘定監理人が二人以上ある場合には、前二項の規定による当該仮勘定監理人の職権は、共同してこれを行使しなければならない。

特別損失の額を旧債権者に負担させない特別経理株式会社については、第二項乃至前項の規定は、これを適用しない。

第二十五条の三 解散会社は、前条第一項に規定する資産の処分又は債権の回収により取得した資産を、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として経理すべき額（以下仮勘定の額という。）が確定するまで、現金、預金その他命令で定めるこれらに準ずる資産として保有しなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 清算のため必要な経費の支出に充てる場合

二 会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権のうち第十九条の規定により消滅した債権以外のものの弁済に充てる場合

三 第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項の規定による分配金に充てる場合

四 その他第二十六条第一項若しくは第二項、第二十六条の二第一項又は第二十六条の四第一項

の規定による分配に支障がないものとして主務大臣の承認を得た場合

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として経理すべき額を「仮勘定の額」に改め、「超過額」の下に（以下仮勘定利益額という。）を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別経理株式会社の通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない）第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに對して帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、株主の負担額として計算せられる特別

損失の額につき第三十四条第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に帰属せしめなければならない。」を「旧株主に、その負担した特別損失の額（既に第二十六條の二第一項の規定により旧株主に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、以下旧株主負担額という。）を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。」に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合において、その超過額を『仮勘定利益額』と、『債権者又は株主』を『特別損失負担債権者又は旧株主』に改め、同条に次の一項を加える。

特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定したときは、命令の定めるところにより、第一項の規定による仮勘定の合計差引計算の結果（仮勘定利益額があるときは、第一項又は第二項の規定による帰属に関する事項を含む。）を主務大臣に報告しなければならない。

第二十六條の次に次の七條を加える。

第二十六條の二 特別経理株式会社は、仮勘定の額が確定しない場合においても、昭和三十一年三月三十一日に、当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、仮勘定利益額がある場合において、当該仮勘定利益額から左に掲げる金額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、特別損失負担旧

債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。この場合において、仮勘定利益額の残額から特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、旧株主に、旧株主負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。

一 第二十五條の二第一項本文に規定する資産及び債権で仮勘定利益額の計算の日までにその処分又は回収を完了しなかつたものの帳簿価額の合計額（当該資産の対価の一部を取得し、又は当該債権の一部を回収している場合において、その帳簿価額を減額していないときは、その取得した対価又は回収した額に相当する金額の合計額を控除した額）から残存株金額（指定時における資本の額から旧株主の負担した特別損失の額を控除した額をいう。以下同じ。）を控除した金額。但し、残存株金額につき未払込の部分があるときは、その未払込の金額を更に控除した金額とする。

二 解散会社にあつては、前号に掲げる金額の外、イ及びロに掲げる金額の合計金額（ロの但書に規定する場合において、在外負債引当額が指定時在外負債超過額以下であるときは、イに掲げる金額

イ 清算のため必要な経費の額。但し、特別損失の額を旧

債権者に負担させた解散会社にあつては、仮勘定監理人の同意を得た金額に限る。

ロ 主務大臣の定める計算方法により在外負債（会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権（同項但書の債権を除く。）から除くものとして第七條第一項第二号の規定に基づき命令で定めた債権に係る負債をいう。以下同じ。）の額から在外資産の額を控除してなお残額がある場合における当該残額（以下本条及び第二十六條の六において在外負債引当額という。）但し、指定時現在で在外負債の総額が在外資産の総額を超えていた場合には、その超過額（以下第二十六條の六において指定時在外負債超過額という。）を在外負債引当額から控除した金額とする。

特別経理株式会社は、前項の規定により特別損失負担旧債権者又は旧株主に帰属せしめる金額を定める場合には、命令の定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を得なければならない。

特別経理株式会社は、第一項の場合において、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうち、仮勘定を有する特別経理株式会社又は金融機関再建整備法第三十七條の規定により調整勘定を設けなければならない金融機関（以下本条及び第六十條において単に金融機関という。）があるときは、当該特別経理株式会社又は金

融機関に対し、同項の規定により分配すべき金額（第六項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を、命令の定める期間内に、通知しなければならない。

金融機関は、昭和三十一年三月三十一日現在における調整勘定の利益金につき、金融機関再建整備法第三十七條の二又は同法第三十七條の三の規定により、その確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に対して分配することができる金額を、前項の期間内に、当該特別経理株式会社に対して通知しなければならない。

前二項の通知を受けた金融機関及び特別経理株式会社は、左に掲げる金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別経理株式会社に通知しなければならない。

一 金融機関にあつては、第三項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における金融機関再建整備法第三十七條第一項第一号の利益金とすることに因り、当該金融機関の確定損を負担した仮勘定を有する特別経理株式会社に、前項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに同法第三十七條の二若しくは同法第三十七條の三の規定により分配することとなる金額

二 特別経理株式会社にあつては、前二項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上するこ

とに因り、当該特別経理株式会社の特別損失負担旧債権者又は旧株主である仮勘定を有する特別経理株式会社に、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定により分配すべきこととなる金額

前三項の規定により特別経理株式会社が通知を受けた金額は、第一項の規定の適用については、これを当該特別経理株式会社の昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上すべき金額とする。

第二十六條の三 特別経理株式会社は、第二十四條又は第二十五條の規定により仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算を行った場合において、当該計算を行った日現在で、仮勘定利益額があり、且つ、当該仮勘定利益額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額という。）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額以上となるときは、当該仮勘定を閉鎖することができる。

特別経理株式会社が前項の規定により仮勘定を閉鎖した場合に、その閉鎖の時において仮勘定の額が確定したものとみなして、この法律を適用する。この場合における第二十六條第三項の規定の適用については、同項中「仮勘定利益額」とあるのは、「仮勘定の残額」とする。

第一項の規定により仮勘定を閉鎖した特別経理株式会社に、

とに因り、当該特別経理株式会社の特別損失負担旧債権者又は旧株主である仮勘定を有する特別経理株式会社に、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定により分配すべきこととなる金額

は、第二十五条の二第三項乃至第七項の規定は、これを適用しない。

特別経理株式会社は、第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合において、第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を完了したときは、当該特別経理株式会社については、第四十二条の二の規定は、これを適用しない。

第二十六条の四 特別経理株式会社は、随時、仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配することができる。

第二十六条の二第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十六条の五 解散会社が第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収を完了した場合において、なお仮勘定の額が確定しないときは、当該解散会社は、主務大臣の認可を受けて、金融機関再建整備法第三十七条の二又は同法第三十七条の三の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下調整勘定受益権という。）又は第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という。）を仮勘定を有する特別経理株式会社以外の者に譲渡することができる。

特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社は、前項の規定により調整勘定受益権又は仮勘定受益権を譲渡しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

第一項の規定による調整勘定受益権又は仮勘定受益権の譲渡については、金融機関再建整備法第三十七条の九の規定又は第二十九条第二項の規定は、これを適用しない。

第二十六条の六 在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定に該当しない場合においても、第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収（調整勘定受益権又は仮勘定受益権を有する場合）には、前条第一項の規定によるその譲渡を含む。）を完了した後、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて左に掲げる事項を履行したときは、その仮勘定を閉鎖することができる。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社が当該事項を履行しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

一 在外負債を有しない解散会社にあつては、主務大臣の選任する者（以下特殊管財人という。）にその有する在外資産の管理を委託すること。

二 在外負債を有する解散会社にあつては、左に掲げる金額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託すること。但し、イ又はロに該当する場合において、仮勘定利益額がないとき、又は

仮勘定利益額がその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額以下であるときは、イに掲げる金額に相当する部分の金銭の引渡及びその管理の委託を要しない。

イ 指定時在外負債超過額がない場合には、第二十六条の二第一項第二号ロに掲げる金額（当該金額が引渡の時現在の仮勘定利益額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額を控除した残額を指す場合には、当該残額）

ロ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額に満たないときは、指定時在外負債超過額をイに掲げる金額に加算した金額

ハ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額以上であるときは、在外負債引当額

第二十六条の三第二項前段の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合における第二十六条の規定の適用については、同条第一項中「場合においては、その超過額（以下仮勘定利益額という。）とあるのは「場合において、その超過額からその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の額として仮勘定監理人の同意を得た金額（第二十六条の六第一項

第二号イ又はロの規定に該当する場合には、同号イに掲げる金額を加算した金額）に相当する額を控除して、なお残額があるときは、その残額（以下本条において帰属額という。）とし、同条第二項乃至第四項中「仮勘定利益額」とあるのは「帰属範囲額」とする。

在外負債を有し、在外資産を有しない解散会社は、その仮勘定の額が確定した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、その有する在外負債の額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、その管理を当該特殊管財人に委託することができる。

在外負債及び在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、その有する在外負債引当額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託することができる。

商法第四百二十七条の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の勘定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡をなした場合において、在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務が終了したときに、これを準用する。

前項において準用する商法第四百二十七条第一項の規定による株主總會の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該

会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のなす事務を除き、第二十六条の八第一項の規定により主務大臣の指定する日の前日まで、これを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその営業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣がこれを定める。

第二十六条の七 特殊管財人の職務の執行は、主務大臣の監督に属する。

特殊管財人は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により二以上の解散会社から引渡を受けた金銭を合同して運用することができる。但し、当該金銭とその他の資産とは、分別して管理しなければならない。

特殊管財人は、命令の定めるところにより、解散会社に代つて、前条第一項又は第四項の規定によりその管理を委託された在外資産に係る事務（特に委託を受けた場合には、在外負債に係る事務を含む。）を処理するものとする。

特殊管財人が前条第一項、第三項又は第四項の規定により引渡を受けた金銭の管理及び前項に規定する事務の処理に要する費用並びに特殊管財人の受くべき報酬は、命令の定めるところにより、当該金銭の運用により得た収益金のうちから支出することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

主務大臣は、特殊管財人がその任務に反する行為をしたときその他特殊管財人を不適当と認めるときは、これを解任することができ

特殊管財人が死亡し、又は前二項の規定により退任し、若しくは解任されたときは、主務大臣は、直ちに特殊管財人を選任しなければならぬ。

特殊管財人の変更があつた場合には、その職務に係る権利義務は、命令で定めるものを除き、新たに選任された特殊管財人が、これを承継する。

主務大臣は、特殊管財人を選任し、若しくは解任し、又は特殊管財人が第五項の規定により退任したときは、その旨を公告する。

前九項に規定するものを除く外、特殊管財人が解散会社からの委託に基いて行う金銭の管理その他の事務の処理に關して必要な事項は、命令で定める。

第二十六條の八 第二十六條の六第五項の規定により退任した清算人は、主務大臣の指定する日において、再び清算人となる。但し、当該退任した清算人が死亡その他の事由に因り清算人となることのできない場合においては、利害關係人の請求により、主務大臣が、清算人を選任する。

前項の規定により解散会社の清算人が就職したときは、当該解散会社に關する特殊管財人の任務は、終了する。

信託法第六十五條及び同條において準用する同法第五十五條第二

項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十九條の三第一項本文中「会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「株式を發行する場合」の下に「又は当該特別経理株式会社に附屬した第二会社の株式の売出しに當り額面株式の一枚の金額をこえる価額を以て株式を賣り出す場合」を、「新株の引受権」の下に「又は第二会社の株式を額面価額で買ひ受ける権利（以下第二会社株式の買受権という。）」を加え、「株主又は債権者で新株の引受人を」旧株主又は特別損失負担旧債権者で新株の引受人又は第二会社の株式の買受人」に改め、「發行価額」の下に「又は売出価額」を、「株式の發行」の下に「又は売出」を加え、同項但書中「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、同條第二項中「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九條の四「会社の新株の發行」を「会社が行う新株の發行又は第二会社の株式の売出し」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は会社経理応急措置法第十四條第一項の旧債権の債権者」を「旧株主又は旧債権者」に改める。

第四十條の三「実行状況」の下に「第二項の規定により報告すべきものを除く。」を加え、同條に次の一項を加える。

仮勘定を有する特別経理株式会社は、第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収が完了するまで、毎年六月三十日

及び十二月三十一日現在における当該資産の処分及び当該債権の回収の状況を主務大臣に報告しなければならない。

第四十二條の二の次に次の一條を加える。

第四十二條の三 第六條第一項第十五号に掲げる事項について前條の規定の適用を受ける会社（特別損失の額を旧債権者に負担させた会社に限る。）は、旧債権者のうちから、第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた日における特別管理人で旧債権者のうちから選任された者の人数と同数の代表者を選任しなければならない。

前項の代表者の選任については、会社経理応急措置法第十七條第二項及び第五項の規定を準用する。

第一項の規定により選任された旧債権者の代表者は、当該会社の仮勘定の額が確定したときに、退任するものとする。

第四十七條の二の次に次の一條を加える。

第四十七條の三 第四十一條第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた特別経理株式会社の役員を監理人は、第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収並びに仮勘定の経理に關し、当該特別経理株式会社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は当該特別経理株式会社の帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

第五十三條第一項本文中「第二十六條」を「第二十六條の三、第二十六條の五若しくは第二十六條の六」に改め、同項但書中「乃至第二十六條」を「第二十五條、第二十六條乃至第二十六條の三若しくは第二十六條の六」に改め、「過失がなかつた者」の下に「及び特別経理株式会社が第二十四條乃至第二十六條の三、第二十六條の五又は第二十六條の六の規定に違反した場合における特別管理人」を加え、同條第二項中「認可の日から五年」の下に「第二十四條乃至第二十六條の三、第二十六條の五又は第二十六條の六の規定に違反に係るものについては、仮勘定の額が確定した日から二年」を加える。

第六十條中「特別経理株式会社」の下に「若しくは金融機関」を加え、第四號の次に次の一號を加える。

四の二 第二十六條の二第三項乃至第五項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき

第六十條第八号及び第九号中「第一項」の下に「又は第四十七條の三」を加え、同條第十二号中「第四十條の三」を「第二十六條第四項、第四十條の三」に改め、同號の次に次の一號を加える。

十三 第四十二條の三第一項の規定による仮勘定監理人の選任を怠り、又は同條第二項において準用する会社経理応急措置法第十七條第五項の規定による届出を怠つたとき

第五十三條第一項本文中「第二十六條」を「第二十六條の三、第二十六條の五若しくは第二十六條の六」に改め、同項但書中「乃至第二十六條」を「第二十五條、第二十六條乃至第二十六條の三若しくは第二十六條の六」に改め、「過失がなかつた者」の下に「及び特別経理株式会社が第二十四條乃至第二十六條の三、第二十六條の五又は第二十六條の六の規定に違反した場合における特別管理人」を加え、同條第二項中「認可の日から五年」の下に「第二十四條乃至第二十六條の三、第二十六條の五又は第二十六條の六の規定に違反に係るものについては、仮勘定の額が確定した日から二年」を加える。

第六十條中「特別経理株式会社」の下に「若しくは金融機関」を加え、第四號の次に次の一號を加える。

四の二 第二十六條の二第三項乃至第五項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき

第六十條第八号及び第九号中「第一項」の下に「又は第四十七條の三」を加え、同條第十二号中「第四十條の三」を「第二十六條第四項、第四十條の三」に改め、同號の次に次の一號を加える。

十三 第四十二條の三第一項の規定による仮勘定監理人の選任を怠り、又は同條第二項において準用する会社経理応急措置法第十七條第五項の規定による届出を怠つたとき

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條の二十六中「第三十七條の九」の下に「又は企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）第二十九條第二項」を加え、「同法」といふ。）の下に「又は企業再建整備法第二十六條の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という。）」を加える。

第十九條の二十七中「調整勘定受益権」の下に「仮勘定受益権」を加える。

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一號の次に次の一號を加える。

十二 特別経理会社に關すること

四月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、農山漁村の農業協同組合等の法人税減免に關する請願（第二三二七五号）

一、国有地の地上権確認に關する請願（第二三八二二号）

第二三七五号 昭和二十九年四月十六日受理
農山漁村の農業協同組合等の法人税減免に關する請願
請願者 島根県議會議長 中島 龍一
紹介議員 小瀧 彬君

農山漁村における産業経済団体である農業協同組合、森林組合、漁業協同組合はいずれも農山漁村民を組合員としてその生産と生活安定のため組合員に対して最大の奉仕と非営利とを目的として組織せられ、その性格は多分に公益性を有しているにもかかわらず、組合に對する法人税が一般営利企業と大差のない取扱いをうけていることは公益的産業経済団体の育成の見地から妥當を欠くものと考えられるから、農山漁村の生産と経済機關であるこれ等組合の育成強化のため、これに對する法人税減免の措置を講ぜられたいとの請願。

第二三八二号 昭和二十九年四月十七日受理

国有地の地上権確認に関する請願

請願者 東京都港区赤坂溜池町

一社団法人大日本農会
理事長 佐藤寛次外二名

紹介議員 三浦 辰雄君

請願者社団法人大日本農会、同大日本山林会、同大日本水産会の三会は、事業奨励助成の目的をもつて、明治二十三年九月十六日赤坂溜池所在の御料地五千二百四十一坪余を五十箇年間無料で借用したが、該地は大部分沼沢地であつたものを三会が埋立工事を施行して現在のような市街住宅地を形成したものであり、その後大正八年七月二十九日該地の内三千八百七十四坪余が御料局から内務省に所管換えとなり、さらに大正十一年四月一日内務省から大蔵省に所管換えとなつた。しかして昭和十五年九月十五日をもつて一応該地の契約期間が満了したのであるが、右期間満了後も引き続き三会は本件土地の

使用を継続しており、国もまた右期間満了当時何らの異議もなく、その使用を三会に許容してきたのであるから、右国有地は、請願者等が地上権者であることを確認せられたいとの請願。